

## 平成 27 年 決算審査特別委員会(総括質疑)

1. 開催期日 平成 27 年 10 月 27 日(火) 午前 10 時 00 分から午後 2 時 00 分

2. 開催場所 本庁舎 3 階本会議場

### 3. 出席委員

決算審査特別委員長	滝 久美子	決算審査特別副委員長	尾崎 弘人
総務分科会委員長	橋本 博	総務分科会副委員長	板垣 恭彦
総務分科会委員	野村 幸宏	総務分科会委員	木村真千子
総務分科会委員	川崎 彰治	総務分科会委員	中川 昌憲
総務分科会委員	坂本 覚		
民生分科会委員長	鈴木 陽一	民生分科会副委員長	田辺 優子
民生分科会委員	谷浦 浪子	民生分科会委員	永井 桃
民生分科会委員	藤田 豊		
建設文教分科会委員	大迫 彰	建設文教分科会委員	山本 博己
建設文教分科会委員	島崎 圭介	建設文教分科会委員	稲田 保子
建設文教分科会委員	鶴谷 聡美	建設文教分科会委員	國枝 秀信

4. 委員外議員 小田島雅博議員

### 5. 市側出席者

市長	上野 正三	副市長	道塚 美彦
企画財政部長	中屋 直	企画財政部次長	川村 裕樹
総務部長	浜田 薫	市民環境部長	塚崎 俊典
保健福祉部長	福島 政則	子育て支援室長	木下 隆司
建設部長	村上 清志	経済部長	藤木 幹久
経済部次長	斎藤 秀樹	水道部長	藤島 亮典
会計室長	山崎 克彦	消防長	佐藤 芳幸
教育長	吉田 孝志	教育部長	水口 真
教育部次長	櫻井 芳信	教育部次長	鹿野 秀一
監査委員事務局長	工藤 重幸		
政策広報課長	平澤 肇	財政課長	田中 宏明
総務課長	仲野 邦廣	職員課長	千葉 直樹
行政管理課長	安田 寿文	秘書課長	岡 謙一
防災・庁舎建設課長	及川 浩司	市民課長	榎本 明嘉

環境課長	高橋 直樹	福祉課長	奥山 衛
商業労働課長	吉田 智樹	社会教育課長	棚田 吉浩
文化課長	丸毛 直樹		

6. 事務局

事務局長	土谷 繁	次長	千葉めぐみ
書記	松本 政樹	書記	阿部 千明
書記	永澤るみ子		

7. 傍聴者 1名

8. 案件

議案第 15 号 平成 26 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について  
議案第 16 号 平成 26 年度北広島市水道事業会計余剰金処分及び決算認定について  
議案第 17 号 平成 26 年度道央地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

議事の経過

**滝委員長**

開会前に申し上げます。傍聴の取り扱いについては申し合わせにより、許可することといたします。

ただ今から、決算審査特別委員会を開会いたします。

第 3 回定例会最終日の 10 月 2 日に本委員会に付託されました、議案第 15 号 平成 26 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、議案第 16 号 平成 26 年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、議案第 17 号 平成 26 年度道央地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、以上 3 件を一括して議題といたします。

初めに、総務分科会委員長の報告を求めます。

橋本委員長。

**橋本総務分科会委員長**

当分科会における審査の経過をご報告申し上げます。

当分科会では、議案第 15 号 平成 26 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、

一般会計の歳入及び歳出のうち、議会費、総務費のうち出張所費を除く総務管理費、企画費の企画総務費、都市計画調査費、広報費、交通対策費のうち、生活バス路線確保対策事業、市民生活費のうち、男女共同参画推進事業、市民協働推進事業のうち、市民協働推進事業、市民参加推進事業、地域住民生活等緊急支援費、徴税費、選挙費、統計調査費及び監査委員費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費及び実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係部長ほかの出席を求め、10月15日に分科会を開催し、審査を行いました。

審査中の主な質疑として、

歳入では、

- ・平成 26 年度の滞納者の状況は。
- ・平成 26 年度の高額滞納者の状況は。
- ・コンビニでの収納状況は。
- ・繰入金において、平成 26 年度の収入済額が 2,383 万円で、全年度に比べ 3,654 万円減少しているが、その要因は。

- ・交通安全対策特別交付金において、平成 26 年度に設置した道路交通安全施設は何か。

との質疑に対し、

- ・平成 26 年度の滞納者数は 4,249 人で、前年度より 1,169 人減っている。
- ・高額滞納者の状況としては、滞納額 100 万円以上 200 万円未満が 147 名、200 万円以上 300 万円未満が 51 名、300 万円以上 400 万円未満が 24 名、400 万円以上 500 万円未満が 7 名、500 万円以上 1,000 万円未満が 17 名、1,000 万円以上が 1 名、2,000 万円以上が 1 名となっている。

- ・平成 26 年度のコンビニ納付件数は 30,390 件で、前年度より、1,479 件増加している。

・繰入金の収入額が前年度と比較して減少したのは、各種基金の取り崩しを取りやめたことによるものである。

- ・平成 26 年度に設置した道路交通安全施設は、区画線やカーブミラーの設置などである。

との答弁がありました。

総務費では、

・情報通信基盤設備管理事業において、事務用パソコンの維持・更新を行うとあるが、平成 26 年度に更新したパソコンの台数は。

- ・平成 26 年度末で電子申請を停止した理由は。
- ・自主防災組織の組織率は。
- ・平成 26 年度の防災に関する出前講座の件数は。

との質疑に対し、

- ・平成 26 年度に更新した事務用パソコンは 47 台である。

・電子申請は平成 18 年度から行ってきたが、9 年間で申請数が 5 件だったため、一度休止した。しかし、マイナンバー制度により電子申請の利用が促進されることも今後考えられる

ので、その場合は見直す可能性もある。

・自主防災組織の組織率は、平成 26 年度末で 57.6%であったが、平成 27 年度 9 月末現在で 70%まで上昇している。

・平成 26 年度の防災に関する出前講座の件数は 13 件である。

との答弁がありました。

消防費では、

・平成 26 年度の消防団員の充足率は。

との質疑に対し、

・平成 27 年 4 月 1 日現在の充足率は約 88%であったが、平成 27 年 9 月末現在で約 97%まで上昇している。

との答弁がありました。

職員費では、

・職員の時間外勤務が平成 25 年度より増加しているが、その要因は。

・時間外勤務の増加が原因で休職した者はいるのか。

との質疑に対し、

・時間外勤務が増加している主な要因として、急な制度改正や法律改正による事業の増加、大量退職による職員の入れ替わり等が考えられる。ただ、ここ数年、総務部長から各所属長に対し、時間外の削減に関して通知し、時間外勤務が削減するよう取り組んでいる。

・時間外勤務に起因する休職者はいない。また、時間外勤務が月 80 時間を超えた者は、産業医による健康診断を受け、健康状態のチェックを行っている。

との答弁がありました。

以上、決算審査特別委員会総務分科会の審査の経過をご報告申し上げます。

## 滝委員長

次に、民生分科会委員長の報告を求めます。

鈴木委員長。

## 鈴木民生分科会委員長

当分科会における審査の経過をご報告申し上げます。

当分科会では、議案第 15 号 平成 26 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、一般会計歳出の総務費のうち、総務管理費の出張所費、企画費のコミュニティ施設管理費、生活バス路線確保対策事業を除く交通対策費、市民生活費のうち、市民生活経費、平和推進事業、市民法律相談事業、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業、防犯活動支援事業、街路灯整備支援事業、地域コミュニティ推進事業、人権意識の普及啓発事業、市民協働推進事業のうち地域まちづくり推進事業、エルフィンパーク運営費、広聴費、戸籍住民基本台帳費、民生費、教育費のうち、教育総務費の教育総務費の幼稚園就園奨励費事業

及び幼稚園就園準備支援事業、衛生費、国民健康保険事業特別会計、霊園事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び、議案第17号平成26年度道央地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、関係部長ほかの出席を求め、10月16日に分科会を開催し、審査を行いました。

審査中の主な質疑として、

総務費の市民生活費のうち街路灯整備支援事業では、

- ・平成26年度に導入された町内会のLED街路灯の灯数は。これまでの実績は。
- ・市が負担した街路灯維持費補助金の推移は。
- ・LED化による電気代の削減効果は。

との質疑に対し、

・平成26年度は815灯導入した。これまでの実績は、2,908灯となる。市全体の街路灯は、6,018灯あり、LED化率は約48%である。

・街路灯維持補助金の推移としては、平成26年度が1,734万5千円、平成25年度が1,612万8千円であり、維持費は前年度を上回った。これは26年度の電気代及び消費税の引き上げによる影響と考える。

・LED化の効果については、ある町内会では、水銀灯181灯全てをLED化した例があり、切り替え前の電気代が約11万1千円だったものが、切り替え後は約37,200円にまで下がり、約3分の1に圧縮された例がある。この例は特に、削減効果は高かったものと思われるが、通常でも4~5割程度の削減効果はあるものとする。

との答弁がありました。

民生費では、

- ・福祉タクシー利用券の配布対象は。所得の制限はあるのか。券の配布人数は。
- ・子ども医療費助成1億1,892万円について、平成25年度との比較は。増額の理由は。

との質疑に対し、

・福祉タクシーの対象者は、身体障害者手帳1,2級、内部障がい3級まで、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級、重度心身障害者医療費受給者証のいずれかの交付を受けている方である。平成26年度は福祉タクシー利用券が987人。福祉自動車燃料利用券が635人である。

・子ども医療費の助成人数は、平成26年度が2,763人、平成25年度が2,814人で51人減少した。助成件数は26年度が54,161件、25年度が55,620件で1,459件減少した。助成金額では、26年度が1億761万6千円増加している。増加の原因は、26年度は入院の件数が増加したものである。

との答弁がありました。

衛生費では、

- ・がん検診の受診率は。うち、無料クーポンが配布されている特定年齢の方の受診率は。

との質疑に対し、

・平成 26 年度の受診率は、乳がん検診が 18.27%、子宮がん検診が 15.48%、大腸がん検診が 10.90%、肝ウイルス検診が 7.46%、胃がん検診が 6.98%、肺がん検診が 9.01%、前立腺がん検診が 6.61%であり、うち無料クーポン券の利用者の割合は、乳がん検診が 43.28%、子宮がん検診が 43.89%、大腸がん検診が 15.43%、肝ウイルス検診が 22.32%である。

との答弁がありました。

国民健康保険事業特別会計では、

・保険税の不納欠損額が増えている理由は、

との質疑に対し、

・平成 26 年度は 629 件で 5,587 万 1 千円。平成 25 年度が 617 件で 4,334 万 8 千円となっており、12 件、1,252 万 3 千円増加した。増加した理由は、滞納処分の過程において、本人との納税相談等で、生活状況を把握し、滞納処分の執行停止を行った結果である。

との答弁がありました。

介護保険特別会計では、

・介護支援ボランティアの登録人数と効果は、

・高齢者虐待の実態は。また、防止に向けた取り組みは、

との質疑に対し、

・平成 26 年度は市内 7 会場、8 回実施し、登録ボランティアは 123 人だった。効果については、これらの方が生きがいを持って、ボランティア活動を行い、その方たちの介護予防にも役立ったと考える。また、介護保険施設でのボランティア活動を通じ介護保険への理解も深まったと考える。

・虐待については、平成 26 年度は、家族または、施設職員から虐待の疑いがあるとして、市に通報があったのが、11 件。そのうち、8 件を虐待ありと判断した。取り組みとして施設職員のほか、市民を対象とした虐待防止に関する研修を実施している。

との答弁がありました。

議案第 17 号では、

・財産売り払い収入、3,856 万円の内訳は、

との質疑に対し、

・石狩川水系の河川改修工事があり、河川用地として北海道開発局に道央地区環境衛生組合の敷地の一部を売り払ったものである。

との答弁がありました。

霊園事業特別会計、後期高齢者医療特別会計では特に質疑はありませんでした。

以上、決算審査特別委員会民生分科会の審査の経過をご報告申し上げます。

## 滝委員長

次に、建設文教分科会委員長の報告を求めます。

大迫委員長。

### 大迫建設文教分科会委員長

当分科会における審査の経過をご報告申し上げます。

当分科会では、議案第 15 号 平成 26 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、一般会計歳出の農林水産業費、商工労働費、土木費、幼稚園就園奨励費事業及び幼稚園就園準備支援事業を除く教育費、下水道事業特別会計及び議案第 16 号 平成 26 年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、関係部長ほかの出席を求め、10 月 19 日に分科会を開催し、審査を行いました。

審査中の主な質疑として、

農林水産業費では、

・認定市民農園は、どのような手続きで認定されるのか。また、認定されることによるメリットと、利用実績は。

・農業後継者等育成事業において、海外視察研修の奨励金交付の実績は。また、後継者は育っているのか。

との質疑に対し、

・認定市民農園は、市民農園整備促進法に基づいて設立されており、各自治体が市民農園の整備区域を定め、個別に認定を受けている。認定を受けることで、市では市民農園の整備に必要な設備投資の 3 分の 1 について助成している。市民農園の利用実績としては、平成 26 年度は 6 園の 764 区画のうち、契約数は 600 区画であり、契約率は 78%となっている。

・海外研修の奨励金交付者は 1 名で、既に農業後継者として就農をしており、今後の活動に結びついていくものとする。

との答弁がありました。

商工労働費では、

・都市型観光推進事業において、情報発信・食の販路拡大とあるが、その具体的な内容は。

・雇用対策事業について、緊急雇用創出推進事業補助金で雇用された 4 名と、若年層新規雇用助成金交付事業で交付決定した 5 名のその後の雇用状況は。

・住宅リフォーム支援事業について、地域別利用状況は。

との質疑に対し、

・情報については、パンフレット・インターネット等の WEB サイトでの情報発信、食については、きたひろコロケ・きたひろ春巻きなどの農学校シリーズをオータムフェストやふるさと祭りで販売することで販路拡大を行った。

・緊急雇用創出推進事業については、受託企業で正社員として再雇用となっている方が 2 名、受託企業と関連のない企業で契約社員として雇用されている方が 2 名である。若年層

新規雇用助成金交付事業については、5 名とも継続雇用されている。

・住宅リフォーム支援事業の地域別利用状況は、西の里地区 14 件、東部地区 52 件、団地地区 44 件、輪厚地区 6 件、大曲地区 30 件となっている。

との答弁がありました。

土木費では、

・地域除雪懇談会推進事業について、何団体を対象とし、何年度までに全ての地域で実施する計画か。

・舗装補修事業について、市道で年間何件ほどの事故が発生しているのか。

との質疑に対し、

・地域除雪懇談会は 104 町内会を対象としており、次年度に行っているフォローアップを含めて平成 31 年度までに全ての地域で実施する計画である。

・市道で発生した事故の件数は、平成 24 年度が 6 件、平成 25 年度が 9 件、平成 26 年度が 23 件である。

との答弁がありました。

教育費では、

・市立学校教育振興事業について、近年の助成の推移は。

・外国語指導助手活動事業について、事業の評価と実績は。

との質疑に対し、

・私立学校教育振興事業として札幌日大高等学校に対し、平成 23 年度から毎年 135 万円を助成している。

・外国語指導助手活動事業として、ALT4 名で、平成 26 年度は小学校で年間 1,260 校時、中学校で 2,030 校時、指導を行っている。英語を母国語とする外国人による英語指導は、コミュニケーション能力の育成に効果があるものとする。

との答弁がありました。

下水道事業会計では、

・繰入金を 8,764 万 5 千円減額補正しているが、その理由は。

・下水道施設長寿命化計画策定事業について、これは 26 年度に計画が策定されているのか。また、その内容は。

との質疑に対し、

・繰入金が減額補正となったのは、主に下水処理センターの維持管理費などを減額補正したためである。

・下水道施設長寿命化計画は、平成 26 年度に策定している。その内容は、本年度から、緊急性のあるものから管渠の更正を順次実施する計画である。との答弁がありました。

水道事業会計では、

・資本的収支の不足額は、企業債をもって充てるものではないのか。

・利益積立金が 4 億 9 千万円あるが、何を目的とする積み立てなのか。

との質疑に対し、

- ・ 企業債の借入による資金調達は利息がかかることから、資金繰りに支障がなければ、基本的には内部留保資金をもって補填すべきものである。
- ・ 利益積立金は、将来、収益的収支が赤字になった場合、その赤字分を補填するために積み立てているものである。

との答弁がありました。

以上、決算審査特別委員会建設文教分科会の審査の経過を、ご報告申し上げます。

#### **滝委員長**

総務分科会、民生分科会、建設文教分科会、各委員長の報告に対する質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶものあり）

#### **滝委員長**

質疑なしと認めます。  
総括質疑を行います。  
川崎彰治委員。

#### **川崎委員**

平政会を代表して決算審査の総括質疑を行います。

まず最初に国際交流事業の件でカナダ・サスカツーン訪問について市長にお伺いをしたいと思います。私は平成 24 年の第 1 回定例会で、会派を代表した代表質問で、カナダ・サスカツーンの高校生交流事業について、市長に 20 年と長い教育部門での交流があるカナダ・サスカツーン市への、北広島市として市長が訪問し、現地の事業功労者に表敬交流するなどを望む提案をいたしたところでありました。今回 25 周年を機会にこのことを実施されたことは、長きに渡りこの交流事業を支えていただいた関係団体や現地の皆さんは定めしお喜びのこととともに、この事業の推進力になったのではないかと考えます。改めまして、関係者のこれまでのご苦勞に敬意を表するところであります。

さてここで、今回の市長訪問についてのご感想と、旅の一端をご披露願いたいと思います。続きましてその内容についてお伺いいたしたいと思います。

#### **滝委員長**

上野市長。

#### **上野市長**

川崎委員のご質問にお答え申し上げます。

カナダ・サスカツーン市への訪問についてであります。今年は、相互派遣交流 25 年の

節目の年にあたることから、10月8日から13日までの6日間、カナダ・サスカトゥーン市を訪問してきたところであります。

サスカトゥーン空港では派遣団とともに、ホストファミリーをはじめとする、サスカトゥーン市の皆様に温かく迎えていただいたところであります。また、滞在中は本交流事業を支えていただいております、サスカトゥーン市在住の高谷御夫妻のご案内のもと、サスカトゥーン市長、サスカトゥーン市教育委員会への表敬訪問をはじめ、教育施設の視察や、行政、教育機関そして派遣団を受け入れていただいております関係者の皆様に、お礼を申し上げますとともに、意見交換を行うなど、意義のある訪問だったと感じております。この場をお借りして、25年の長きに渡り本交流事業にご尽力を賜りました、北広島市国際交流協議会の山根会長をはじめ、皆様のご努力に対し、深く敬意を表するところであります。今後も、本市の人材育成や国際交流の推進に努めるとともに、派遣団の皆さんがカナダ・サスカトゥーン市での交流を通して学んだ、海外の様々な文化や社会制度、海外から見た日本の姿など、この貴重な経験を将来に生かしていただけるものと思っております。以上であります。

#### **滝委員長**

川崎委員。

#### **川崎委員**

大変ご苦労さまでございました。市長のただいまの答弁の中で、今後については、本市の人材育成や国際交流の推進に努めるという感想を持たれたようであります。

そこで、国際交流事業についてお伺いをしたいと思います。この国際交流事業の、市長がいわれた拡大について、今回の訪問で市民交流や職員交流に拡大するというような考えをもたれたかどうか。これらについて、もう一度お伺いいたします。

#### **滝委員長**

浜田総務部長。

#### **浜田総務部長**

今後の事業の拡大についてであります。本市の国際交流事業は高校生の相互派遣として行われ、両市の歴史や文化などについて様々な交流を行ってまいりました。今後市民交流や、職員交流などを含め国際交流のあり方、手法等について調査してまいりたいと考えております。

#### **滝委員長**

川崎委員。

### 川崎委員

いきなりの質問なので、簡単には行かないと思いますけれどもそういった方向に向けてぜひ研究をしていただきと思います。市長がいうように派遣先での成果、むこうから日本を見るということは、考え方が少しは変わってくるのではないかなと思っております。

同時にサスカトゥーン市というのは、北海道とよく似た気候でありましてそんな中で、サスカトゥーン市は観光にも非常に力を入れておられます。人口が 26 万くらいの都市ですからそういった中で今回訪問された中で、観光への取り組みみたいなものを感じておられていれば披露願います。

### 滝委員長

上野市長。

### 上野市長

観光という質問でありましたが、私は 4 日間滞在をさせていただいて、いくつか感じた部分があります。サスカトゥーン市と北広島市とはずいぶん似たところがあるのではないかなと思っております。カナダの歴史は 6 千年といわれており、先住民の方々が生活をされておりました。ヨーロッパの方々が開拓に入ったのが 132 年前で、北広島の開拓は 131 年前。そして、サスカトゥーン市がまちとして認められたのが 112 年前であり、本市は 121 年前に広島村として誕生したところであり、そういう意味でも歴史的に、本当に似ているのではないかなと思っております。

サスカトゥーン市は、ほぼカナダの中央に位置しておりまして、気候も夏は 30 度、冬はマイナス 40 度、積雪が約 90 センチであり、気候面などでも、本市と似ている部分が多いと思っております。

産業は硬鉱物ウラニウムや石油であり、ウラニウムはカナダの 50%、小麦や菜種は国内の 50%を生産しているということでもあります。まちの真ん中にサツカチューン川が流れていて、川幅は 400~500mほどあり、地形的には平坦なまちであります。町の中心地から車で 20 分くらい走りますと、農地が多くはるか地平線の彼方まで平らな感じを受けたところでもあります。

観光につきましては、ブルーベリー、ベリー系の作物が相当採れるということから、ベリーファームという観光農園そして、先住民の生活が学べるインディアン村や、西部開拓博物館等があります。

現在、人口が年間 7 千~8 千人くらい伸びており、この 20 年間で 10 万人くらいの人口が増えているとのことでした。年少人口が多く約 12.4%、生産人口が約 71%、高齢者人口が約 12%ということで、カナダー、若いまちであるといわれております。今まちは再開発の最中ということで非常に賑わっております。人口が年間 7 千~8 千人増えておりますが、移民の方がそのうち約 72%とのことでしたので、そういった部位で活気のあるまちだと感じ

ました。ただ観光については、私の目から見て特化をしているということはないのではないかと感じております。景観などを生かした観光を行っているのではないかと思います。

また、私がカナダに行って気がついた部分としては、日本人のもつ繊細さ気配りであるとか、おもてなしの心というのはすごいと思ったところであります。ホテルの部屋の様々な備品であるとかアメニティのひとつを取ってみても、日本とは相当異なるものと感じたところあります。この日本人の心があれば、日本の観光はまだまだ伸びていくのではないかと感じたところあります。

#### **滝委員長**

川崎委員。

#### **川崎委員**

ありがとうございます。そういう意味で時期的には、今の時期は観光には適さなかったでしょうが、カナダ旅行は6,7,8月がいいのではないかとということなので、その時点の状況も今後確かめて、気候だけでなく歴史も北広島と非常に似ているということであれば、相当得るものがあるのではないかと感じております。

カナダといえば、日本から留学生が相当多く行かれています。サスカツーンのほうにも留学生がおられる。留学生の話を聞くとカナダが一番行きやすいのではないかと。安全といった面から、親御さんもカナダは行かせやすいという事を聞いております。そこで、これから高校生を対象にしてきた事業であります。もう少し拡大して大学の留学生の、広くカナダ全体とかのばしてしまうとあれですが、せいぜいサスカツーン市への大学へ向けた留学生の支援などを、考えてみてはどうかというふうに考えますけれど、これについてお伺いをしたい。

#### **滝委員長**

棚田社会教育課長。

#### **棚田社会教育課長**

サスカツーン市との相互派遣交流のこれからの精査については、北広島市からの派遣は12回、派遣者数163名です。サスカツーン市からの受け入れは、12回、239名となっております。相互派遣交流の派遣者については、日本国外で活躍している人も出てきています。この事業の成果が徐々に見受けられるようになってきているところです。今回の派遣については、高校生12名はカナダでのホームステイや学校での交流会など、海外での異文化を肌で感じて貴重な体験だったとの報告を受けています。12月には派遣の報告会と、国際交流25周年の事業を予定し、現在準備を進めているところです。グローバルな人材の育成には、今後予算を工夫しながら国際交流事業などの充実に努めるとともに、海外への留学を希望する学生を後押しするための情報提供についても研究してまいりたいと考えていると

ころです。

#### 滝委員長

川崎委員。

#### 川崎委員

せっかくの、北広島市とカナダのサスカツーン市の四半世紀にわたる民間の交流事業であったものを、北広島市が後押しをしながら四半世紀にわたるといえるのは、これは他に類を見ないような事業で成功しているひとつの例であると。そういう事業を、今後このまま同じようなことで続けていくこともあれでしょうが、ぜひ発展的な考えを持って、市の職員の交流そして市民の交流を含めてぜひ行っていただきたい。これは、当時私が質問したときには、シティセールスも含めて質問したつもりですので、交流を含めて観光や人に行き来をぜひ進めるような事業に育てていっていただきたいなと思っています。

それでは次、2 番目の質問に入ります。平成 26 年度の執行状況についてお伺いします。26 年度は市長選挙後の本格予算でありました。25 年度の夏に実施された、市長選挙の際、市長は市民に対しいくつかの約束をいたしました。本件決算にあたり、市長の約束はどのように反映され、その成果として挙げられるものはどのような内容か。また、従前からの事業について特に成果として認められるものについてご説明願いたいと思います。

#### 滝委員長

上野市長。

#### 上野市長

平成 26 年度の執行状況についてであります。平成 25 年 7 月の選挙の際に掲げました、公約につきましては、定住人口の増加に向けた取り組みや子育て環境の充実、老朽化が進む公共施設への対応など、38 の施策となっております。

平成 26 年度におきましては、ファーストマイホーム支援制度やおためし移住、若年層新規雇用助成制度、特別支援教育支援員の増員、子ども医療費助成の拡大など 31 の施策に取り組んできたところであります。

また、平成 27 年度におきましては、権利擁護センターの設立に向けた準備など、4 施策に取り組んでおり、92%の進捗率となっております。

緩やかな人口減少が進んでいる本市において、定住人口の増加は喫緊の課題であると認識しており、特に、ファーストマイホーム支援制度をはじめ、子育て環境や教育環境の充実などの、取り組みにより、平成 26 年度においては、転入者が転出者を上回る「社会増」となり、効果が出てきているものと感じているところであります。

また、懸案でありました新庁舎の建設につきましても、市民の皆様に親しまれ、安全で

利用しやすい庁舎として、平成 29 年春の完成に向けて工事を進めているところであります。

今後も、皆様とともに策定した、第 5 次総合計画に掲げるめざす都市像の実現に向け、持続可能な都市経営の確立と、魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。以上であります。

#### **滝委員長**

川崎委員。

#### **川崎委員**

市長の公約の中では、長く市長をやられているので、実践的なそしてピンポイントをつかまえた政策を打ち立てて実施された、今ひとつの成果としてお伺いすることは大変に喜ばしいことと思っております。ただ私はその中で、やはり庁舎の問題は触れられたがそれと同じくらいのお金をかけたに輪厚工業団地について、私は今となっては成果として取り上げていいのではないかと思います。当時の 26 年度の工業団地の状況と今現在どうなっているか。これについてももう一度おさらいをしたいと思いますのですが、答弁をお願いします。

#### **滝委員長**

斎藤経済部次長。

#### **斎藤経済部次長**

輪厚工業団地の当該年度の状況についてということですが、平成 26 年 5 月に日北自動車工業株式会社へ 1 区画、7 月に加藤産業株式会社へ 1 区画合わせて 2 区画約 2.3 ヘクタールを売却しております、合計 8.8 ヘクタール処分率で 23%なっております。今年度の実績については、平成 27 年 4 月に大和ハウス工業株式会社とアセットツー特定目的会社へ計 9 区画約 22 ヘクタールを売却したことにより、合計 31 ヘクタールとなり現時点での処分率は 80%となっています。残りの分譲地についても、具体的な検討に入っている企業もあることから早期完売の実現に向け努めてまいりたいと思っております。

#### **滝委員長**

川崎委員。

#### **川崎委員**

いろんな人とお会いして、この輪厚工業団地にクレーンがたくさん立ちあがっているのをゴルフなどで来られた方が見て、すごいことになっていると。他のまちから見てもこれは、今ここに大きな事業が起きているのだなと考えているところであります。あと 2 割ということではありますが、私も時々天気の良い日は犬を連れて散歩をするんですが、まだま

だ大きな部分での敷地があります。ぜひ、この工業団地の完売に向けてご努力をしていただきたいと思います。私のほうの情報では、もうそろそろ契約されるのではないかということに安心はしておりますが、気を緩めずをお願いをさせていただきたい。

答弁の中で市長の公約が 92%とありましたが、この残りの内容について説明願います。

#### **滝委員長**

川村企画財政部次長。

#### **川村企画財政部次長**

平成 25 年 7 月、市長公約は 38 施策ありまして、今年度当初で 35 の施策に実施または検討に着手いたしました。未実施となっております 3 つの事業、3 施策ですが、一つ目は児童館整備。計画を策定し児童館未整備地区への対応を検討する。二つ目は旧島松駅通所の周辺を整備する。三つ目は硬式野球場やサッカー場などを備えた運動公園の整備の検討となっております。この運動公園の整備に向けた検討については、本年 10 月、国土交通省が所管する先導的官民連携支援事業を活用しまして、現在調査を進めている状況であります。

#### **滝委員長**

川崎委員。

#### **川崎委員**

相手もいることですから、なかなか 100%にはならないと思いますが、ぜひ 100%に向けてご努力していただきたいと思います。

次の質問に移ります。3 番目の補助金制度や事業等の見直しについて伺います。まず最初に今回の決算審査では、議会側から様々な事業について、要求や制度への指摘がありました。これらの中から、次の事業について制度設計時の目的や予定される成果について、どのような考えから実施されたのかを伺いたしたいと思います。

まず 1 点目は地域まちづくり推進事業について。2 番目としては、住宅リフォーム支援事業について。それと補助ではないですが事業として、市民参加推進事業についてお伺いをいたします。

#### **滝委員長**

上野市長。

#### **上野市長**

補助金制度や事業等の見直しについてであります。地域まちづくり推進事業につきましては、地域と密接なつながりがある市内 5 地域の各出張所長などに権限を与え、地域住

民などが自主的に進めるまちづくり活動を支援することにより、魅力ある地域づくりや地域課題の解決、地域コミュニティの活性化などが図られることを目的として、平成 18 年度から実施しているものであります。これまでの実績としては、延べ 164 件の事業に対し約 2,700 万円の助成を行っており、地域の特色を生かした様々な活動に活用をいただいているところであります。

次に、住宅リフォーム支援事業につきましては、平成 20 年のリーマンショック後の、経済の疲弊による、市内建設関連企業の受注激減や、市民の快適な住環境を確保するための住宅改修の負担軽減を目的に、議員の皆様の提案により条例化され、平成 23 年度から実施をしているものであります。平成 25 年度までの 3 ヶ年に、延べ 550 件の利用があり、補助総額は 4,705 万 4 千円、受注総額は約 7 億 2 千万円となったところであります。その後、事業内容や効果について評価検証し、事業をさらに 3 ヶ年延長する条例改正を行い、昨年度は 146 件の利用があり、補助総額は 1,294 万 5 千円、受注総額は約 1 億 9 千万円となっております。これまでの事業効果といたしましては、利用された市民の住環境の整備はもとより、地元の産業振興に大きく寄与したものと考えております。

次に、市民参加推進事業につきましては、平成 21 年に制定した市民参加条例に基づき、市民参加の運用と、市民参加推進会議の設置による市民参加の実効性の確保を目的に実施をしたものであります。これまでに、第 5 次総合計画などの各種計画の策定や子どもの権利条例などの条例制定、学校跡施設利活用計画などの公共施設整備など、条例に定める市民参加の対象事項について、市民から意見や提案をいただいていたところであり、昨年度は、30 事業で 71 件の市民参加手続きが実施され、6,596 人の市民参加が図られたところであります。以上であります。

#### **滝委員長**

川崎委員。

#### **川崎委員**

それでは地域まちづくり推進事業から順番にお聞きしたいと思います。まず、決算成果では、西の里地区の推進事業の執行がゼロであったと報告がありました。それでお伺いしたのですが、昨年度の西の里地区における市政懇談会での要望はどのようなものがあったのか具体的に説明をお願いします。

#### **滝委員長**

榎本市民課長。

#### **榎本市民課長**

昨年の西の里地区における、市政懇談会のテーマとしては 7 項目で、概要としては交通

安全施設の整備についてとして、横断歩道やカーブミラーの設置要望がありました。2 点目についてはごみ対策として、不適切排出者への指導や個別回収対策要望がありました。3 点目としては街路灯の増設についてとして、西の里中学校通における街路灯の増設要望がありました。4 点目としては空き家対策についてとして、今後の市の空き家対策についての質問がありました。5 点目としては出張所への事務権限等の移譲拡大についてとして、敷地の草刈に関する権限移譲の要望がありました。6 点目としては除排雪についてとして、個人の民間業者への委託に関する、市の見解についての質問がありました。7 点目としては防犯対策についてとして、会館施設や公園への防犯カメラの設置要望がありました。以上の内容のとおり、地域まちづくり推進事業に関連する要望はなかったところです。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

今の話では、地域まちづくりに該当するものがなかったということですが、私はこの地域まちづくりの今までのやり方から見て、いろいろと整備をしたほうがいいのではないかと考えています。

そこでもう一点聞きますが、各地区で毎年継続した内容のものであるとか、とびとびであつても同じような事業が行われているという実態があるのかないかお聞きします。

**滝委員長**

榎本市民課長。

**榎本市民課長**

毎年継続して行われる事業については、原則として補助対象にしていらないところですが立ち上げの年と翌年の 2 ヶ年については、連続した形での対象事業として認めているところです。継続事業の中でも、例えば、10 周年記念事業というようなものについては、継続事業でも助成対象としているところです。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

もう少し、お聞きしますが、この制度はもう 10 年を迎えてきているわけで、当初はまちづくりといってもひとつの定義がなく、実施をしながら仕分けを行ってきたのではないかなと思っています。10 年になるということで、この 10 年間の経験をもとに改めて制度設計を、

執行基準を定めるべきではないかと。これはだめ、これはいいというような事業は、基準を見れば利用する側が、はっきりするのではないかと思います。例えば、所長が変わったら前にはよかったものが、今はだめになったとか。前の所長はいいかもしれないといったけれども、今度はだめだとか。そういったことがないように基準をきちんと定めるべきではないか、その辺について考えをお聞かせ願いたい。

#### 滝委員長

榎本市民課長。

#### 榎本市民課長

後半のほうで指摘のありました、人事異動で各所長が 2 年程度で異動する状況は確かにありますが、地域においての事業につきましては、出張所長または担当課長が権限を有していますが、市の統一的な運用ができるように、過去から 5 月くらいに申請が集まった段階で、出張所長と担当課長に市民環境部長が入って各案件について審議をしていますので、今いわれたような地域間格差がないように運用をしている状況です。

近年の状況としては助成率が 50%を下回る年が 2 年ほどございます。過去の議会においても同様な意見をいただいております、今回の決算特別委員会民生分科会においても、事業費の有効な活用について、検討を行っているとの答弁をさせていただいたところです。見直しを想定している内容としては、事業の目的でもある、市民が主体的に取り組む活動を支援して、地域コミュニティの形成や課題解決に向けた取り組みを支援するという基本姿勢と、限られた予算を有効活用することも主眼を置いて、事業あり方を検討していくということです。このことを踏まえて事業費の一部を地域の公共活動に取り組んでいる団体への支援強化に充てるなど、地域に幅広く助成することや、地域配分を一定期間経過した時点で未執行額が判明するので、それらを共通執行可能額にするなどを担当課としては検討しているところです。

#### 滝委員長

川崎委員。

#### 川崎委員

そこで、私はその事業の中で、どこかの予算に当てはめられるもの。例えば、防犯であれば通常の防犯のほうの予算に当てはめられるもの。そういうものは、そういうところでもやるべきだと。この事業は市民がある程度金を出し、市もやりますよということであれば、本来やるべき防犯であれば防犯のところでやるべきことを、市民の団体のほうは何分の一かの金を出してやることはおかしいことで、私はこう考えていたんですよ。この制度自体は、なぜ町内会そういう団体に投げたかということになると、これは市として馴染まない

事業があるのではないかと。市がやれないから町内会から出して、補助金として 3 分の 1 とか出して、町内会がやる分については馴染むのではないか。これはできるのではないかという、行政の枠を超えたところに目を付けてやった事業ではないかなと、私は考えていたんですよ。そうでなければ本来は役所がやるべきことを地域の方々がまちづくりだからといって 3 分の 1 を拠出することは、これはおかしい話だと私は思っています。

例えば、制度上難しい話、前にこんな話がありました。輪厚のある住宅で、市道認定を 20 年間一生懸命やってなかなかできなかった。道路の幅はきちんと市道の認定どおりあるのになぜできなかったか。ひとつ分かったのは、側溝だった。側溝がないために市道認定できませんよ。じゃあ地域でみんなが集まって、一生懸命側溝を掘りましょうと、機械を借りて人的には我々スコップを持ってあれだけれども、機械を使うところは市から少し補助をもらって市道の認定基準に合った形で、市道に認定してもらって舗装が完成するというような、これは認定基準があるために、市では馴染まないからそれでやるという。そういうところに金を使うのは、このまちづくりの金だというふうに私は思っています。ですからそういう当初の考え方が今の話とは相当違いが出てくるかも知れませんが、私はそういう使い方のまちづくり交付金であって欲しいなというふうに考えております。例えば、信号であってもそうであろうし。市がやろうとしたって、いくら要望をもらっても市はできないんですよ。ところが町内会がお金を集めて、お金を用意して寄付という形であれば、これできるんですよ。可能性あるんですよ。そういうところに自治会なりそういう要求をしていくところはやればいい。そのためにはお金は足りないかもしれない。全体的に考えて使いたいということは、そういうところに向けて欲しいなと、私は思っております。なかなか市が直接手を加えられないでもこれは必要だ。町内会や団体だったら申請して、お金を出せば何とかなる。ここを解決しようというところに、ぜひ向けて欲しいなというふうに思っております。この辺の考え方についてちょっと。

#### 滝委員長

塚崎市民環境部長。

#### 塚崎市民環境部長

まちづくり推進事業の中身について、もう一度考えてはどうかということで、今委員のほうからご提案いただきました。市として予算化に馴染まないものという視点は申請事業に対する、助成の可否や優先度をどうすべきかという点で、大変重要なファクターではないかなと感じております。そういった部分について充分留意しながら今後も事業の目的である、地域における市民の皆さんが主体となってまちづくりをできるという活動や課題の解決に向けた取り組みに十分な支援をしたいというふうに考えております。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

この予算についてはやはり使い切るというそういう考え方を捨ててもらって、そういうところに集中してやるんだ。だから多年度に渡ってもいいんだ。信号機に150万かかるのであれば150万。ひとつの地区ではできないとしたら、過年度に渡ってまた使わないところがあるとしたら、いいんだよという仕組みにしていいただければもっと有効的な、まちづくり推進事業の、市民と行政と一緒に金を出すというひとつの事業に対しての価値が生まれてくるのではないかと思いますので、ぜひお願いします。そういう意味では今、西の里地区で防犯カメラの設置の要望があったと、それは何処か分からないですけども、1カ所くらいであればこれはできるのではないかなというふうに私は思っております。ぜひ鋭意検討を進めていただきたい。

次に住宅リフォーム支援事業。これも市長から答弁があったように、当時のリーマンショックによって、建築業界が大変なことになって、実際当時の話は出たと思いますが、建設業界はこの北広島から消えてしまうと。災害のときどうするんだと。行政側から要請があったときにどうするんだ、というような議論の中でぜひ、建設業界を育成する経済的な不安定であった時代があったから、市民の皆さんにも知ってもらおう、というような考え方であったかなと思っております。当時はその後、コンクリートから人へということで、本当に建設業界は大変な状況になってきた。その中、今建設業会は人手不足になるくらいの状況になってきている。これはやはりひとつ見直すことも必要なのではないかというふうに考えます。長く続くものではない。ただこのリフォームというのは、もうひとつ先ほどの市長の答弁にあったように、今まで目的というのは、建設業界を支援するため、今度は定住人口のために、定住人口に向けてのリフォームをとということに制度変更をしていって、その制度は同じように進んでいければと思っております。そういうことであれば、定住人口に向けたいろいろなメニューが出てくるのではないかというふうに思いますけれども。だれが答えてくれるのかな。定住人口についてのこういった見直しについて。お答えください。

**滝委員長**

吉田商業労働課長。

**吉田商業労働課長**

委員の質問の内容にあったとおり、近年の道内の経済状況についてですが、緩やかながらも景気の回復基調が見られて一部業態によっては人手不足も見られる状況となっております。しかしながら、円安による物資の高騰や、消費税の増税などがあり市内中小企業の多

くはまだまだ景気の良さを実感していないとしているところです。そのような状況の中で住宅リフォームの支援事業については26年度から3カ年の実施延長をしたところでありまして、今年度2年目を迎え、次年度が最終年度となっていることから、延長の3カ年の結果を検証したうえで、事業の可否も含め、制度の見直し等について検討してまいりたいと思っています。また、指摘いただいた定住対策との連動についても、関係各課と協議をしながら、方向性の展開についても合わせて協議をしてまいりたいと考えております。

#### 滝委員長

川崎委員。

#### 川崎委員

今の制度でできるかどうかわからない、ただの思い付きですけれども、例えばファーストマイホーム制度に今補助金が出ます。加えて中古住宅に入ってファーストマイホームにする方にリフォームの部分も付け加えていくというような、そういう制度になっていけばなど、思っております。

では次に、市民参加推進事業について伺います。この事業は他市に先駆けた鳴り物入りの先進的な事業でありました。そしてこれは、条例であり執行機関は実施する義務を負うものであります。答弁では 6,596 人の市民参加が図られたとの答弁があります。第 6 号の各号に分類すると人数割りはどうなるのか、教えていただきたい。

#### 滝委員長

平澤政策広報課長。

#### 平澤政策広報課長

条例第 6 条第 1 項の第 1 号から第 6 号までの昨年度における内訳についてですが、まず 1 号に定めるワークショップについてはありませんでした。2 号のパブリックコメントについては 30 件で人数としては 16 人、3 号の審議会等への付議については 21 件 32 人ですが、審議会については開催した延べの回数ではなく、付議した件数で集計をしています。人数については審議会の委員のうち公募委員の実人数でのみ集計をしています。4 号に定める市民説明会ですが、1 件で 24 人。5 号の市民投票は実施していません。6 号はその他ということですが、こちらは 2 種類あり、一つ目は関係者団体からの意見徴集でこれが 6 件 42 人です。42 人の内訳は団体が 25 団体、関係者 17 人。残りのひとつについてはアンケート調査で 13 件 6,481 人ということでありまして。以上の合計で答弁の、6,596 人となります。

#### 滝委員長

川崎委員。

**川崎委員**

市民参加が 6,596 人あったうちの、約 6,400 がアンケート調査であったということで、私はこのアンケートというのは、市民参加ではあるものの、市民参加条例の中で定められたその方法ではない。方法ではないというか、ひとつの方法ではあるけれども、この条文の中でのひとつの方法には入っていないわけですから。市民参加としてなったのは、聞いた部分では、それだけの数字を見ればなかなか少ない、市民参加の実態ではないかと考えております。

そこでお聞きしますが、推進会議の会議の中で、市民参加の実施に関する事項が検討されるということになっていますが、このアンケートを除く部分の 200 人くらいですか、この中には審議会なんかが入っていると思うんですが、委員からどのような提言があったか。また、このままでいいとか悪いとかそういう意見があったのかなかったのか。

**滝委員長**

平澤政策広報課長。

**平澤政策広報課長**

市民参加推進会議では市が実施する市民参加の手続きについて、それぞれが条例に基づいて適切に実施されているかについて、実施前と実施後について評価をしています。この中では個別の事案に関して市民参加手続きの時期とか、方法などについて意見をいただいています。26 年度の事後評価については、推進会議の中では、適切であるという評価をいただいています。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

今、評価が主体であってということですよ。ただ条例の中では市民参加の実施に関する事項というものがあって、これは実施状況のその個別のものを評価するのではなくて、全体的なものを評価するのだと思いますが、それについてはどうですか。

**滝委員長**

平澤政策広報課長。

**平澤政策広報課長**

全体についての評価は、ということですが、まずは個別の評価をしながら、全体について何か問題等があれば意見をいただくということになりますが、今のところそこについて

はない状況です。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

それではお伺いしますが、推進会議の回数について。それから参加人数についてお伺いいたします。

**滝委員長**

平澤政策広報課長。

**平澤政策広報課長**

昨年度の市民参加推進会議の実施回数は、前年度の評価と当該年度の評価と 2 回実施しています。委員の総参加人数は 9 名のうち公募の参加人数は 6 人です。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

これは延べ 6 人ということですか。委員の数は何人ですか。

**滝委員長**

平澤政策広報課長。

**平澤政策広報課長**

昨年度の市民参加推進会議の人数ですが、全員で 6 名です。この 6 名は公募参加人数の延べ人数です。全部の参加人数の延べ人数は 6 人の 2 回ですが、欠席がありましたので 9 名です。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

答弁もれ。何人委員がいるんですか。欠席はどれくらいあるんですかこれ。

**滝委員長**

平澤政策広報課長。

**平澤政策広報課長**

市民参加推進会議のまず定員ですが、条例で 10 名以内となっていますが、昨年度の委員は 6 名でした。それで、2 回実施しましたが 6 人のうち欠席した委員がいたために 2 回で合計延べ含め 9 名が出たということになります。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

私ちよっと今朝、平成 26 年度の推進会議の状況を報告書を覗いてきたんですが、見間違いかも知れませんが、各回の一般の職員以外の参加は 2 名、2 名に見えたんですがそうでないんですか。

**滝委員長**

平澤政策広報課長。

**平澤政策広報課長**

市民参加推進会議については職員が 1 名入っています。これについては企画財政部長で 2 回とも参加をしている状況です。それ以外については職員ではありません。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

もう一回言って。その今朝、ホームページを見てきて報告書を見たら、職員以外の委員が 2 名しか記載がなかったように思うんだけど違いますかということですよ。

**滝委員長**

平澤政策広報課長。

**平澤政策広報課長**

今、参加者名簿は持ってきていませんが、職員については先ほどいったとおり、企画財政部長 1 名のみです。2 回合計の 9 名、このうち 2 名は企画財政部長ですが残りの 7 名につ

いては職員以外の委員です。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

私もあわてて見てきたからあれですけども、あとでちゃんと調べて報告してください。私がホームページを見た段階では、2 名の名前しか見えなかったようなことでありましたけれども。それは後で報告してください。

いずれにしろ、年 2 回ですか。そして前年度と本年度の総括。それで、市民参加の状況がワークショップ、ゼロ。パブリックコメントが 30 件。市民参加条例ができたからできるものでないし、市民説明会も含めたほとんどやってないに等しいのではないですか。鳴り物入りの割には。推進会議の回数が 2 回で参加人数も少ない。これで推進事業がやっていけるのかどうか。ぜひこれは見直しをしていただきたいというふうに思います。まあちょっと見直しについて。

**滝委員長**

中屋企画財政部長。

**中屋企画財政部長**

この条例につきましては、策定にあたり市民委員会において約 2 年間の議論を経て作成された素案が基になっています。また、議会でも多くの議論をいただいています。見直しについては、こういった条例を策定する過程も踏まえ、直ちに見直しというよりは、慎重に市民参加の手続きであるとか、対象となる部分について慎重に対応しなければならないかなと思っています。条例の中で、市民参加の制度が市民の意見を反映したものになるように、必要に応じて見直しを行うということも規定されております。また、同じ条例の中で市民参加推進会議の中で、見直しについての議論、審議も行うことになっております。今後より良い市民参加の方向について、この推進会議にも諮りながら検討をしていきたいと考えています。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

ぜひよろしくをお願いします。

では次、第 4 番目の庁舎建設設計について伺います。平成 26 年度は庁舎建設の中で設計

業務が行われています。その設計の内容について、今回 1 点だけお伺いします。

先般、工事契約が完了し、地鎮祭が執り行われましたが、契約時には低価格調査が行われ、その経過も議会に説明があり、理由は建築サッシの大幅な計画時との誤差とのことで、そこで設計書の内容について聞きますけれども、サッシ部分のスペックについて伺います。仕様の説明を求めます。

**滝委員長**

上野市長。

**上野市長**

窓の仕様は、30 デシベル以上低減となる防音仕様としているところです。具体的には、ガラス部分が、遮音シート入り併せガラスと断熱ガラスによる複層ガラスとなっており、金属建具部分については、アルミニウム製の防音建具としているところです。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

それではお伺いしますが、今の建設場所の暗騒音レベルの最大値は測ってますか。

**滝委員長**

及川防災・庁舎建設課長。

**及川防災・庁舎建設課長**

建設予定地の騒音レベルの最大値は、建設予定地において測定を実施したところ、JR 車両通過時でおおむね 70 デシベル程度の騒音環境でした。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

それでは設計遮音等級が JIS で決められていますが、4 段階、今の制度が、私のはちょっと古いですが、4 段階の制度になっていると思うんですが、どの等級になっていますか。

**滝委員長**

及川防災・庁舎建設課長。

**及川防災・庁舎建設課長**

サッシ、カーテンウォール部分の遮音性能につきましては 35 デシベル以上減衰されます等級 T3 相当の遮音性能を求めているところです。建物全体としても市長から答弁をしたとおり外部からの騒音を 30 デシベル以上減衰させる仕様となっています。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

それでは竣工時には、これは元々地域が騒音場所だということで議会でも懸念されたところですが、性能試験は行いますか。

**滝委員長**

及川防災・庁舎建設課長。

**及川防災・庁舎建設課長**

竣工時に遮音性能の性能確認試験を行うこととしています。こちらについては仕様にも明記しています。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

遮音には気密性も伴うわけですが、設計気密性能は等級ではどのくらいになっていますか。

**滝委員長**

及川防災・庁舎建設課長。

**及川防災・庁舎建設課長**

委員のご指摘のとおり、気密性は遮音性能を高める上で大変重要と考えています。したがって防音断熱防塵性能が最も高い等級、A4 相当の気密性を求めているところです。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

断熱性能も同じということでもいいですか。

**滝委員長**

及川防災・庁舎建設課長。

**及川防災・庁舎建設課長**

断熱性能については、イニシャルコスト並びにランニングコストの両面からも検討を行い、建物全体としては、躯体の外側に断熱材を配置する、外断熱を採用しています。これによって、建物の長寿命化や高断熱化を図っているところです。またサッシ、カーテンウォール部分の断熱性能については、等級 H3 相当の断熱性能を求めています。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

ということは、完成時には今暗騒音レベル最大値が 70 であった、等級は T3 で 35 デシベルの例である。これ、設計ですよ。例えば 30 以上というような。そういう大まかな数字になって設計は T3、35 デシベルが保証されているということですね。そういうことは、総合的に見ればこの事務所は、JR が通過、これは中に誰もいなくて機械も何も動いていない状況で図った状態ですよ。35 デシベルは確保できるということでもいいんですか。

**滝委員長**

及川防災・庁舎建設課長。

**及川防災・庁舎建設課長**

いわゆる、サッシ金属建具等については T3 相当の 35 デシベル以上の減衰を求めています。部分的に自動ドア等 35 デシベルの減衰まで完全に求めきるのが難しい箇所もあります。ただ、30 デシベル以上の減衰については、設計上必ず保証するという形で設計に含んでいるところです。したがって、JR 通過時の騒音量を測定したところ、70 デシベルの騒音ですがそこから仮に 30 デシベル減衰すると 40 デシベルになり、これは図書館等に求められる騒音レベルです。その騒音レベルまで庁舎内の騒音レベルを持っていくことは可能と考えています。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

今設計の性能を聞いているんですよ。70 デシベルが暗騒音ですよ。35 下がりますよ。ということは、70 デシベルの列車が通ったときは 35 デシベルになる性能を持っていますよ。音源は JR 側ですから後ろから回ってくるということではなくて、きちんとすればガラスのサッシの性能は測れるわけですよ。それは確保されるということでもいいんですね。ということで理解はしました。

私、官庁の仕事をしたことがないんだけど、一般的に官庁の省エネ計画書の提出が義務付けられていますけれども、市庁舎も述べ床面積 2,000 平米以上の建物については、省エネ計画書の提出が義務付けられていて、それについては行っているかどうか。それは市が受けるのか。建築のほうで確認申請で受けるのか。分かりますか。

**滝委員長**

及川防災・庁舎建設課長。

**及川防災・庁舎建設課長**

市が作成して、道に提出しているところです。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

これは 25 年に変わっているんだけど、27 年 4 月 1 日に施行になっているんですよ。25 年の省エネ基準は。これは 21 年度の基準になっているのか、25 年度の省エネ基準に適合しているのか。どっちですか。

**滝委員長**

及川防災・庁舎建設課長。

**及川防災・庁舎建設課長**

25 年度の省エネ基準になっています。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

最後にお伺いしますけれども、今答弁された基準性能については、設計書にきちんと載

っているということによろしいですか。

**滝委員長**

及川防災・庁舎建設課長。

**及川防災・庁舎建設課長**

そのように設計に載っているとなっています。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

その設計書の中には、例えば、ある型番を指定して同等品以上のものを、それからメーカー指定みたいなものはありますか。

**滝委員長**

及川防災・庁舎建設課長。

**及川防災・庁舎建設課長**

同等品以上という指定はありますが、メーカー指定等はありません。

**滝委員長**

川崎委員。

**川崎委員**

いろいろと詳しいことをお聞きしましたが、大変厳しい設計制度になっているということですから、竣工時点での成果を楽しみにしていますけれども 70 デシベルの 35 というのは相当厳しいのではないかと。以上で終わります。

**滝委員長**

以上で、川崎委員の総括質疑を終わります。

田辺優子委員。

**田辺委員**

市民ネットワーク北海道の田辺です。それでは総括質疑をさせていただきます。

私たち市民ネットワーク北海道は、これまでも市民参加のまちづくり地方自治の推進にこ

だわって活動してまいりました。ただ今、川崎委員のほうから、市民参加の提言について、見直しが必要でないかというようなお話ご意見がありました。私たちとしましては、自分たちのまちは自分たちで作るという市民自治の推進というのが、本当に住みやすいまちにつながっていくと確信しておりますので、今回もこのことをテーマに質問をさせていただきます。

北広島市においては、先ほど部長が話されたように、6年前多くの市民がかかわり、粘り強く話し合いを重ね、協働の指針を、市民参加条例が施行されました。まちづくりの主役は市民であり、市民はまちづくりに参加する権利があります。少子高齢化人口減少など、まちの課題を解決するには、多様な市民が知恵や経験を生かし、自分たちのまちをどのように作っていくのか意見を出していくことが必要であり、そのために市は、市民が意見を出しやすいよう細やかな情報を提供することが求められます。市民・議会・市の機関が互いの立場を理解し尊重し協力することで、あらゆる世代の市民が、生き生きとして暮らし続けることができるまちの実現につながると考えます。市民参加の手法の一つであります、パブリックコメントについてお伺いします。

2014年度のパブリックコメント手続き実施状況は、29件の意見募集案件のうち、10件について、16人の方から50項目意見が出されました。残り19件の案件については、意見はありませんでした。市民参加の手法として最も使われているパブリックコメントですが、この数ではやはり低調といわざるを得ないと考えますが、見解を伺います。

2014年度、市民参加条例に基づき、施策に対し市民の意見を反映させるものはパブリック以外にどのようなものが実施され、参加の状況はいかがだったのでしょうか。

今回第5次総合計画の見直しに際し、初めて無作為抽出によって、市民会議を実施しましたが、成果と課題はいかがだったのか伺います。またこの手法を、今後も継続して取り組んでいかれるのか伺います。

市の附属機関としては多くの審議会等があり、市民の意見を反映させるため公募が行われていますが、内容によってはなかなか応募がなく、苦慮しているということもお聞きます。今回市民会議に参加を希望した、53名の方に了解をいただき、メール配信などで審議会委員の募集や、パブリックコメントなどの情報を積極的に提供してはいかがでしょうか、見解を伺います。

市民がまちづくりの情報を得るための身近なものとして、市の広報紙やホームページがありますが、内容について市民の方から意見や感想、提案などをいただき、さらに分かりやすく親しみやすい情報を提供するためモニター制度を導入してはいかがでしょうか。見解を伺います。

次に、公益活動事業補助金、協働事業提案制度が開始され5年が経過していますが、2014年度の応募状況についてはどのようなものであったのかお伺いします。協働事業提案制度については、未だに実績が少ない状況が続いていますが、提案しやすい環境を推進会議などの市民意見を取り入れ、整備すべきと考えますがいかがでしょうか。

市内には NPO をはじめ、多くの市民団体が存在します。それら団体の情報発信の方法には、ポスターの掲示や、お知らせチラシの配布などがあります。チラシなどは、できれば多くの市民が集まる機会の多い公共施設等に置くことが望まれますが、指定管理をしている施設をはじめ、そこそこの施設によって、対応が異なるのが現状です。市民活動を支援するためにも柔軟な対応をすべきと考えますが、統一した見解があるのかお伺いします。

石狩市では、公共施設、大型スーパーなど、市内 34 カ所に市民参加手続きをはじめ、市のお知らせを掲示する「あい・ボード」が設置されています。市のお知らせが優先ですが、空きがあれば、NPO や市民団体など、営利を目的としない市内団体の情報発信にも活用できます。インターネットを利用できない市民のためには、このような、実際に目で見える情報提供の場も必要です。当市においてもこのように、市民団体が情報発信できる掲示板を、公共施設以外にも設置することができないのかお伺いします。

地域における市民の情報発信や交流のツールであった SNS しゃべねっとは、2014 年 3 月で停止となりました。今後これに変わるものを考えているのかお伺いします。

先日の第 3 回定例会において、広葉交流センター「いこ～よ」の利用状況についての質問があり、場所によっては利用の少ないところもあるとのことでした。以前からずっと提案をしていますが、市民活動の情報発信、情報交換の場として市民活動の場として、施設内の一室を開設することができないのか見解をお伺いします。

#### 滝委員長

上野市長。

#### 上野市長

田辺委員のご質問にお答え申し上げます。

パブリックコメントについてであります。市民参加条例に基づく市民参加の手法として最も多く実施されておりますが、その内容によっては市民の関心の度合いにも違いがあるものと捉えているところであります。

次に、パブリックコメント以外の市民参加の実施状況についてであります。昨年度は市民参加の対象となる 23 事業に対し、41 件の市民参加手続きを実施し、合計で 6,580 人の市民参加があったところであります。その内訳は、審議会等 21 件、市民説明会 1 件、アンケート調査 13 件、関係団体等へのヒアリングが 6 件であります。

次に、市民会議の成果と課題についてであります。市民会議につきましては、第 5 次総合計画の中間年度の見直しに向けて、無作為抽出により、18 歳以上の市民千人に対して、参加依頼を行い、53 名の参加希望をいただいた中から、地区や性別、年代などを考慮して 30 名の方に参加をしていただいたところであります。会議におきましては、総合計画推進委員会委員に各グループの進行役をお願いし、安心して出産・子育てができる環境づくりなど、3 つのテーマに沿って、議論を行っていただき、産科の誘致に関することや、まちの

情報発信をもっと工夫すべきとの意見などが出されたところであります。参加者からは、様々な年代の方と議論することにより、「まちを良く知ることができた」などの感想も寄せられ、市民の方々の声を聞かせていただくだけではなく、市政により関心を持っていただけるきっかけになったものと考えております。今後におきましては、新たな市民参加の手法として、どのようなテーマにおいて有効なのか検討をしてみたいと考えております。

次に、審議会等のあり方についてであります。市民会議に参加を希望された方への情報提供につきましては、現在のところ実施をしていないところでありますが、会議に参加された1名の方が、本年7月から審議を進めている、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の公募委員として応募され、委員として委嘱をしたところであります。今後におきましても、審議会等の委員募集やパブリックコメントなどの市政情報につきましては、広報紙や市のホームページなどを通じて積極的に発信をしてみたいと考えております。

次に、広報やホームページに関するモニター制度についてであります。これまでも市民の皆様から直接ご意見をいただいているほか、広報に関するアンケートを定期的の実施をし、市民の意見、要望などを伺ってきたところであります。

次に、協働事業提案制度についてであります。この制度は、公益活動を行う、市民団体等からその専門性などの特性を生かして事業の提案を受け、市との協働により、公共サービスを提供する制度であります。平成23年度以降、本制度に対する応募はなかったところであります。市といたしましても、市民との協働を進めていくために必要な制度であると考えておりますことから、今後も公益活動を行う団体に制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、公共施設における、市民団体のポスターやチラシなどへの対応についてであります。各施設では可能な範囲で掲示をしているところでありますが、施設には掲示場所などの制約もあることから、それぞれの施設で判断をしているところであります。

次に公共施設以外での、情報発信についてであります。今後も市のホームページや広報紙を充実させていくほか、他市の取り組みも参考にしながらこれらを補完する方法について、検討をしてみたいと考えております。

次に、「しゃべねっと」についてであります。市民が日常的な地域の話や共通の趣味、関心ごとなどをインターネット上で情報交換することができる登録制のサービスとして、市民の交流を目的に、平成19年度に市が設置したところでありますが、フェイスブックなどの他のソーシャルネットワーキングサービスが普及したことにより、その役割を終えたものと判断し、廃止をしたところであります。これに変わるものについては考えていないところであります。

次に、「いこ～よ」における、市民活動の情報発信の場の開設についてであります。市民団体の公益的な活動の促進に向けて、団体への支援の方法について、検討をしているところであります。どのような支援を必要としているかなど、その意向について今後も引き続き

き調査をしてみたいと考えております。

以上であります。

**滝委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

最初にパブリックコメントの募集についてであります。数年前と比べますと、案件の趣旨や目的ですとか、理由などがホームページ上に非常に分かりやすく提示されて、意見が出しやすい工夫がされていることは評価できることだと思います。ただ、一般の市民があまり身近に感じられない条例などに対する、意見の出し方というのは、なかなかホームページを見ても、素案を理解するのが難しく、意見を出し辛いというのが事実だと思います。その場合の対応として、この参加条例に基づいてパブリックコメントを行うという、今の方法しかないのでしょうかお伺いします。

**滝委員長**

平澤政策広報課長。

**平澤政策広報課長**

パブリックコメントについて非常に難しいものもあり、今のやり方でしかできないのでしょうかという質問ですが、この市民参加条例については先ほど川崎委員の質問の中で部長のほうから答弁していますが、市民検討委員会で 2 年間議論をして素案を作り、こういった市民参加の対象についても議会での議論も含めて検討して定められているものです。対象に関する見直しなどについては、そういった経過も踏まえ慎重に対応しなければならないものと考えています。

パブリックコメントについては、市の考えを明らかにしたうえで、市の考えを補完する意見を市民に求めるというような目的であり、件数や人数だけでは判断するものではないと考えていますが、これに関しても先ほど答弁しましたが、市民参加条例の中には見直しの規定もあるので、今、施行後 6 年を経過したということで、今後市民参加状況も含めた中で、より参加しやすい仕組みとなるように、問題点を整理しながら検討していきたいと考えています。

**滝委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

今、課長が言われたように、パブリックコメントの手続きというのは、政策等に関する市民の賛否を問うのではなくて、政策等の意思決定にあたって、市民の有益な意見や情報を得ることによって、内容をより良いものにするためのものだとは私では考えているんですが、今意見を出した市民に、結果を通知していると思いますが、市民にとっても出した意見がしっかりと、例えば、修正にまでなることがあるかと思うんですが、政策に反映されたという事実を知ったことが、自分の意見が反映されてということが実感できれば、さらにまた参加意欲が高まっていくことだと考えますので、この意見募集だけではなくて、意見が反映された結果についても、広報やホームページなどで分かりやすく知らせていって、参加意欲を高めていくことが重要だと感じています。

次に、審議会の公募委員についてですが、これも先日ある審議会の傍聴に行ったんですが、市民にとっても大変関心のあるテーマであるにも係らず、応募は高齢の男性 2 人だけだったということでした。附属機関の委員の選定に関する取り扱いというのがありまして、その中では高齢化の抑制とか、男女比ですとかいろいろと決められていて申し合わせのようなものがあると思うんですが、できればやはり若い方からの参加が望まれると思います。やはり応募を待っているだけではなくて、一回目の質問にもあったように、無作為抽出でまちに関心がある、手を挙げた市民がいらっしゃるわけで、そのような市民の方の了解を得た上で、人材バンクのようなかたちでしっかりとその方たちをプールしておいて、その方々に定期的に審議会の開催情報であるとか委員の募集だとか、パブリックコメントの募集などメール配信などをする仕組み、市のほうから発信していくことも必要ではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

**滝委員長**

平澤政策広報課長。

**平澤政策広報課長**

委員の募集に関してということでは、今回たまたま市民参加推進員の募集をしていたところではありますが、なかなか応募が少ないというところがあり、2 度目の募集に当たっては、今回出張所等にチラシを置くようなこともしました。そのほかにエルフィンパークにポスターを貼ったり、道都大学であるとか、歯科技工士の専門学校などの若い方がいるところにも、ポスターを掲示するなどをしてきたところです。今後広報だけでなく人目のつくような周知方法について検討もしていきたいと考えています。

市民会議の関係ですが、参加を希望した方に積極的にお知らせをというようなことでしたが、こういった市民会議などに参加を希望した方については、特に市政に関心のある方ではないかと思いますが、市としてはこういったものの募集については、より広い範囲の方について参加をしていただきたいということで、広く参加を呼びかけていきたいと考え

ているところです。効果的な周知方法について検討していきたいと考えています。

**滝委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

審議会の委員の募集がなかなか難しい場合もあるということなので、いろいろな手法を他のまちがやっていることを参考にさせていただきたいと思います。今いわれたように、手を挙げた方は本当に市政に関して関心のある方だと思うんですね。市民会議に参加した人だけではなくて、広く市民の人に、まちづくりに関心のある人、メール配信をしてもいい人というのを募集して、そういう方たちに定期的にメールを送っていくという方法もあると思うので、ぜひ前向きに検討させていただきたいと思います。あとは、先日の審議会の内容もそうだったんですが、若い世代の方にも参加していただきたい特にそういう内容については、例えば子育てをしているお母さんたちですとか、本当は意見をいいたいんだけども小さな子どもがいて、なかなか会議に参加できないということもあると思うんです。そういうお母さんたちの意見を反映させるためには、例えば会議の時間とか、託児をつけるというような、そういう工夫も必要ではないかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

**滝委員長**

平澤政策広報課長。

**平澤政策広報課長**

子育て世代の方が参加しやすいように工夫をすべきというようなご質問だと思いますが、託児等の工夫については市民参加条例の第 4 条の 3 項に市民参加が継続的に行われるための創意工夫こういったものをしなさいというのがあるんですが、これにあたるものであると思います。子育て世代を対象として講演会など、こういったものについてはすでに託児等を実施しているものもありますが、こういった審議会などについては参加者の内容や年代により必要な場合には対応したいと思います。

**滝委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

今のお話を聞いた上で、先ほどの川崎委員の質問のときに市民参加推進会議に出席されている方、市民公募の方は 2 名の方が参加されていたけれども、そのほかの方がいろいろ

と都合があって欠席されたというお話だったかと思うんですが、そういう事を考えると一般市民の公募枠を増やすということは考えられないのか。例えば公募委員を 3 分の 1 以上にするなどか、数値目標を決めていくことなども、検討していくべきでないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

**滝委員長**

平澤政策広報課長。

**平澤政策広報課長**

公募委員の比率については、例えば、今話しに出ている市民参加会議については、公募委員が半分以上ということが条例の定めになっています。それ以外にも各審議会においては、それぞれの会議の内容等を勘案して公募委員の人数が定められています。中身によっては公募委員を入れていない、これは専門性の部分などが関係していることと思われれますが、現在の状況としては、こういったところであります。

**滝委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

欠席者がいないようなそういう会議にするためにも、いろいろな工夫が必要だと感じました。

次のホームページや広報などについてですが、さらに見やすく親しみやすくという視点で、これは改善を進めていただきたいと思います。特に以前からお願いしているように、子育て支援の情報などタイムリーに入手できるようなそういう方法を早急に取り組んでいただきたいと思います。

次に、協働事業提案制度についてですが、これは住民自治を推進する上でも大変有効な制度と考えます。市民にとっては市との協働事業ということで、なかなかハードルが高いのかも知れませんが、自由な発想で、この協働推進事業を進めている先進地の自治体も沢山あるので、そのような事例を検討するなど、または市民参加推進会議のメンバーの方、市民協働推進会議のメンバーの中で、講師を何処か先進地から呼んで勉強会を開催するなど、このせっかくできたこの協働事業の提案制度が、活用されるような工夫が必要かと思いますが、この辺について見解を伺います。

**滝委員長**

平澤政策広報課長。

**平澤政策広報課長**

協働提案制度についてですが、この制度については市が主体的に実施するようかなり公益性の高いもので、提案した団体が自ら、その事業を実施するという制度です。こちらについては時々相談があるようですが、団体から提案された内容がなかなか、市が主体的に実施するよう公益性が高いものではないというような場合であるとか、あるいは協働が期待されるような分野で活動する市民団体がいないとか、なかなかマッチングが難しいと考えています。市としてもこの制度に合致するよう協働について、事例などについて研究していきたいと考えています。

**滝委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

この制度ができてから、まだ 1 件だけということなのでぜひ、今いわれたように、市の公益性の高いもの、市と一緒にということで、市民にとってはなかなか提案するのが難しいのかも知れませんが、そこを提案しやすいような環境をぜひ勉強会なり、先進地の事例などを検討するなどして進めていっていただきたいと思います。

**滝委員長**

暫時休憩します。

休 憩 午前 12 時 10 分

再 開 午前 12 時 12 分

**滝委員長**

休憩を解き再開します。

午後 1 時まで休憩とします。

休 憩 午前 12 時 12 分

再 開 午後 1 時 00 分

**滝委員長**

休憩を解き再開します。

田辺委員の総括質疑を続けます。

田辺委員。

**田辺委員**

情報発信のところから質問を続けます。市民団体の情報発信のチラシ、会報などの置き場所の件なんですけど、例えば、エルフィンパークに情報掲示板があります。あそこでは電車やバスを待つ間、通りがかりの市民も含めてあの掲示板をゆっくり見ている風景を見かけますが、例えば、エレベーターにむかう通路の横あたりにそういう情報掲示板なり、チラシを置く場所などを設置するという事は検討できないのかお聞きします。

**滝委員長**

榎本市民課長。

**榎本市民課長**

エルフィンパーク交流広場及び通路部分におきましては、チラシ等による案内については施設の管理上の観点から実施していませんが、市民サービスコーナーの事務所の前にチラシ等を置けるラックを置いておりますので、市民団体等から依頼があればそれを利用いただいている状況です。

**滝委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

私もそのラックを見たことがあるんですが、もう少し大きめのものを、いろいろな情報が沢山入るようなものを置いていただけると、さらに市民の方の目にも留まるのではないかと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それと、「しゃべねっと」が今年の3月で廃止されましたが、ある意味、市民活動の情報提供の場になっていたのではないかと思います。フェイスブックなどの普及によって役割は終わったということですが、なかなか SNS に参加できない市民の方も沢山いると思いますので、市民活動の情報発信のページをホームページ上に作ってはいかがかと思いますので、この件についての見解を伺います。

**滝委員長**

平澤政策広報課長。

**平澤政策広報課長**

ホームページ上で市民活動団体の情報についてとうことですが、今ホームページの中でいくつかの部分については、本体から離れたところに別立てで起こすような形をとっているところですが、今後そういった形がいいのかという事を含めて、今検討中です。全部外

に出していくと中身の部分が薄くなるということがあります。ホームページの発信の仕方についてはもう少し検討していきたいと思います。

### 田辺委員

それでは最後のほうになりましたけれども、市民活動センターということで、市民参加条例ができたけれども、これまでの経過として少しずつ提言してきているのではないかと、いうそういう中で、この市民参加条例の具現化というか、はっきりとした形で推進していくということでも、この市民センター市民の活動の場というのも要請というのも大変高いのではないかと思います。市民活動の情報発信、情報交換の場としてなんですが、先日恵庭市の市民活動センターに行って話しを伺ってきました。恵庭市では本年 4 月に市民活動センターが開設されたということで、開設当初は市の中の課の横に事務局があったそうです。けれども、やはりちょっとした意見交換の場が欲しいということで、8 月から恵庭駅から歩いて 8 分くらいのところに、市民交流プラザというところに活動センターが移転したということです。この市民活動センター開設当時は登録団体が 46 団体だったのが、今は 110 団体にまで増えているということです。3 年間くらい準備をして、設立準備会を作ったり運営協議会を設立したり、準備を重ねて 3 月に市民活動センター運営協議会が設立されて、この活動センターがスタートしたということです。どういうことをやっているかといいますと市民活動に関する相談ですとか、ちょっとした打ち合わせや会議の場所の提供、講習会や研修会の企画、他団体とのコーディネート、活動に必要な機器の貸し出し、情報発信などが行われています。以前からこういう活動センターの場の話をしたときに、NPO 団体にアンケートをとると、それぞれ NPO は拠点があるから場所はあまり必要とされていないという答えだったかと思います。恵庭市は NPO 団体が 15 あるということで、当市と比べると半分以下で少ないのではないかと思います。やはり NPO ではなくて、市民活動の場所を求めているのは、一般のボランティアだとか、サークルなど個人の方もいるようですけれども、そういう方たちがそういう場所を求めているんだと思います。それぞれの団体のチラシや会報を作ったり、イベントの横断幕を作成したり作業する設備や場所が、やはり必要となってきます。プロジェクターだとかスクリーンだとかマイク、アンプなどこういう機材の貸し出しも必要で、恵庭の活動センターでも、会員になると半額でそういう機器を借りることができるということです。推進計画の中でも、この活動センターが掲載されているんですけれども、なかなかはっきりとした形となって予算も含めて表示されてこないわけですが、市民参加のまちづくりには欠かせない場所ではないかと思いますが、ぜひ前向きに検討していただきたいのですが、見解をお伺いします。

### 滝委員長

平澤政策広報課長。

### 平澤政策広報課長

市民活動センター広域活動センターについての見解ということですが、先ほど NPO のほうではそういった拠点が必要であるという需要がないということで答えた経緯がございましたが、今後 NPO 以外の市民団体について、拠点施設だとか、設備ですとかそういったものを求めているのか、こういったことについて市民団体がそれを求めているのかどうか、課題や要望について今後調査をしていきたいと思っております。

### 滝委員長

田辺委員。

### 田辺委員

ぜひ前向きに検討してください。今回恵庭市で話を伺った担当課は、その活動センターには 4 名の職員がいましたが、市民活動市民参加に関することと町内会のことを担当しているとのことでした。その課は市民活動推進課という職員の方たちだったのですが、北広島市も市民参加条例ができたときは、市民協働推進課というのがあったかと思っております。それから何年かして、行政推進課という課になって、今は市民参加を担当しているのが政策広報課というふうに流れてきているんですけども、協働という言葉が課の名前から消えてしまったのは、私としてはなんとなく後退していくのかなという感じが否めないんです。やはり、今検討しています、まち・ひと・しごと創生総合戦略を進めるうえでも、それから行財政改革を進めるうえでも、市民参加というのはとても欠かせないことだと思いますので、ぜひこの市民協働・市民参加がさらに進むような施策を進めていただきたいと思いますのですが、これについて市長のお考えがありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

### 滝委員長

上野市長。

### 上野市長

市民参加は私が市長になった就任したときから、取り組みのひとつとしていただいております。ただ職員の配置につきましては、行財政構造改革実行計画に基づきまして、少数精鋭で業務にあたっているところであります。それぞれの時期に組織の見直しを図りながら取り組んでおり、決して軽やかにしているわけではありませんが、これからも市民参加に進めていきたいと思っております。

### 滝委員長

田辺委員。

**田辺委員**

ありがとうございます。市長のそのお言葉を聞いて安心しました。ぜひ推進していただきたいと思います。

それではもうひとつの項目について、質問させていただきます。情報管理システムについてです。共通番号制度マイナンバー制度です。マイナンバー制度については、いよいよ個人番号の通知が始まる段階になっています。これまでも何人かの議員の方が質問してきましたが、まだこれについては良く分からないという市民が多いうえに、制度開始前からマイナンバーを語って詐欺事件が起こるなど、安全性についても不安の声が聞こえます。本来は、社会保障や税の公平性を目的であるべき制度であったのに、今国が進めようとしているロードマップを見ますと、国民の情報を管理するという姿勢が見られてきて不安に感じますので、あらためて質問させていただきます。

2014 年度決算における、マイナンバー制度構築のためのシステム整備にかかわる総費用と、財源の内容についてお伺いします。システムの安全性については、国の動向にあわせた準備をしているという答弁がありましたが、本格的な運用を目前にして十分な対策をとられたのかお伺いします。個人番号は住民票にも記載されることから、簡単に番号が漏えいしてしまうことが危惧されます。先行している韓国やシンガポールでは、個人情報の漏えいによる、なりすまし事件が多発しています。なりすましなどを防ぐ対策は、検討されているのかお伺いします。

次に、地方公共団体情報システム機構 J-LIS は、自治体での個人番号カード交付窓口で、本人確認御為の顔認証システムを採用するとされていますが、当市においてもこの導入を準備しているのかお伺いします。様々な個人情報の漏えいに関する報道があるたびに、市民は大変不安に感じています。マイナンバー制度に関しては、今まで以上に、情報管理の徹底が求められます。情報管理に携わる職員をはじめ、非常勤職員を含めた他の職員に対しても情報管理、また守秘義務の徹底が求められますが、研修をはじめ十分な対応をとられているのか、現在の取り組みと今後の対応についてお伺いします。

最後に、マイナンバーの利用が拡大されるほど、リスクも高まるといわれています。国は医療情報、預貯金等との連携を打ち出していますが、市の利用範囲は最小限とすべきと考えますが、見解をお伺いします。

**滝委員長**

上野市長。

**上野市長**

情報管理システムについてであります。マイナンバー制度のシステム整備における決算額につきましては、17,681 千円であり、財源の内訳といたしましては、国庫補助金が 15,181 千円、残りの 250 万円が一般財源となっております。

次に、システムの安全対策についてであります。国が示しておりますマイナンバー制度導入に係るガイドラインに沿った安全対策を行うとともに、市独自のセキュリティ対策にも取り組んでいるところであります。

次に、なりすまし防止対策についてであります。マイナンバーを取り扱う手続きの際には、マイナンバーの確認と本人確認が義務付けられておりますことから、来年 1 月から利用が始まる諸手続きにおいて、確認作業の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、カード交付時の顔認証システムについてであります。国の事務処理要領において、現在準備を進めているところであります。

次に、情報管理についてであります。本市では、職員のセキュリティ意識の向上を図るため、毎年、臨時・非常勤職員を含む市職員に対し、セキュリティ研修を実施しているところであります。研修内容につきましては、直近に起きた情報漏えい事件の内容や、情報漏えいに対するリスクなどを取り上げ、情報管理の重要性について認識してもらうなど、市職員に求められる情報セキュリティ意識の向上に取り組んでいるところであります。また、個人情報扱う業務システムの操作につきましては、権限が与えられた職員以外は操作ができない仕組みにするなど対応を図っているところであります。今後におきましても、個人番号の取り扱いに求められる守秘義務などを含め、引き続き情報管理の徹底を図ってまいります。

次に、マイナンバーの利用範囲についてであります。来年 1 月からの利用開始時には、番号法に定められている事務に限り利用をしてまいります。本市における独自利用につきましては、市民の利便性などを勘案しながら、今後検討をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

#### **滝委員長**

田辺委員。

#### **田辺委員**

マイナンバー制度の整備については、市の財源としては 250 万円程度ということですが、今後この制度を維持していくためには毎年経費が掛かると思うんですが、どのくらいと見込んでいるのかお伺いします。

#### **滝委員長**

仲野総務課長。

#### **仲野総務課長**

今後のマイナンバーに掛かる経費ですが、27 年度予算は今現在計上してあるとおりです

が、28 年度についてはまだ未定のものもございます。今後とも国では 27 年 28 年の補助を予定していますが、マイナンバー制度に対応する必要な経費、システム関連経費や個人番号カードの交付体制整備に係る経費等については一部市の持ち出しが出ることとなっています。

**滝委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

どうしても経費は掛かっていくかと思うんですけれども、先ほど答弁にありました顔認証システムというものについてなんです、イメージとして大変高価なものではないかという気がするんですけれども、この予算はどうなっているのか、またどのようなときにこのシステムを使うのかお聞きします。

**滝委員**

仲野総務課長。

**仲野総務課長**

顔認証システムのソフトについては、国で調達して全国の市町村に配付することとなっています。市で用意するものはパソコン、カメラ、スキャナーのハード部分となっており、機器の金額に関して約 10 万円の見込みとなっています。使用の仕方は、基本的には本人が申請してきた写真と本人を見比べて判断できれば、そこで個人番号カードを渡すことが可能ですが、写真と来た本人を目視で確認できない場合、めったにはないと思うんですが、その場合に本人の了解のもとに使うということになっています。

**滝委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

さまざまなセキュリティ対策が、慎重に行われていると思うんですが、先ほどの答弁で、市は独自のセキュリティ対策に取り組んでいるということですが、市内にはこのマイナンバーを扱う、中小企業さらにはもっと小規模な事業者が多いと思うのですが、それぞれに安全対策の運用など不安に思っている事業者も多いと思うんです。これらの事業者に対して、市として情報提供だとか啓発などを行っているのかお伺いします。

**滝委員長**

仲野総務課長。

**仲野総務課長**

民間事業者に対する啓発等についてですが、市としては商工会を通じてマイナンバーの概要等についてパンフレットを配布していただいています。国においては第三者機関である、特定個人情報保護委員会が民間事業者のマイナンバーの取り扱いについてガイドラインを作成し周知を行っているほか、国税庁や厚生労働省などから周知をされています。また経済産業省では全国 47 都道府県において、中小企業向けの説明会を実施しているところ

です。  
北海道については札幌で 11 月 16 日を予定しています。相談等については専門的な部分、例えば国税の部分であるとか、雇用保険や社会保険の部分があることから、相談窓口としては国に設置されているコールセンターがまず第 1 の相談場所となっています。

**滝委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

新しい制度が始まるということで、個人番号の管理だとか、それぞれの事業者きちんとやっていかなければいけないセキュリティに関する経費がどのくらいかかるのかが分かりませんから、それも事業者がきちんとしていかなければならないことなので、相談等にコールセンターがあるといっていましたけれども、やはり身近な窓口として、市の担当課もしっかりと対応していただきたいと思います。

それでは当市でももう少しで通知カードの発送が始まるということですが、発送した後様々な理由で本人に届かない場合があると報道にありますが、当市ではその届かない数をどのくらいと予想して、その対応はどのようにするのかお伺いします。

**滝委員長**

仲野総務課長。

**仲野課長**

通知カードの返戻の見込みについては、これまで市で実施してきた事業で、市で郵便物を送付した際の返戻数等を勘案して、多く見込んで市内全世帯の 5%、約 1,300 くらいを考えています。返戻後の対応については、番号送付後の住民異動届の確認や実際に住所地に赴いて実態調査などにより、確認を行い通知カードを交付することとなっています。

**滝委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

今の現地に赴くなどの対応で、届かない人は出ないというふうな認識でよいのでしょうか。

**滝委員長**

仲野総務課長。

**仲野総務課長**

市としては今年中にマイナンバーカードをすべての方に受け取っていただくのを目標にしていますが、住民票をおいてどこに住んでいるのか分からないことも現実にあります。そのため 100%の確約はできませんが、できるだけすべての方に届くような努力はしていきたい。

**滝委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

これまで市のほうでも啓発を含めて準備を進めてきたと思いますが、市民に向けての出前講座は何件くらいあったのでしょうか。

**滝委員長**

仲野総務課長。

**仲野総務課長**

現在 33 件の申し込みがあります。そのうち 30 件が終了して、667 名の参加をいただきました。また市として、市民説明会を 10 月 6 日から市内 4 カ所で開催しています。その参加者については 122 名となっています。

**滝委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

最後の質問で利用範囲についてなんです、スタート当初は限定的とされていますがそ

の後は先ほどの答弁でも徐々に広がっていくことが予想されるんですけどもその場合範囲を広げるときの市民の合意ですとか条例の改正などがあるかと思うんですが、その手続きというのはどのようなようになるのかをお伺いします。

**滝委員長**

仲野総務課長。

**仲野総務課長**

市の独自利用ということで答弁いたします。市の独自利用を行う場合については、その事務について条例の改正や制定が必要となっていますことから、条例の改正や制定をする前に、個人情報保護審査会に諮問するなどのほか、パブリックコメントを実施することとなっています。

**滝委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

今この通知カードが届いて、それから任意で個人カードを作ることになっていると思うんですが、今現在出前講座などで周知を進めるなかで、絶対にこの個人カードを作らなければならないわけではないんですけども、市民の方にお知らせするときにはそのこときちんとお知らせして欲しいと思うんですけども、どのように呼びかけているのか今現在どのように対応しているのかお伺いします。

**滝委員長**

仲野総務課長。

**仲野総務課長**

個人番号カードの申請については、出前講座や電話等の問い合わせでお答えしています。その際に個人番号カードについてはあくまでも任意であるという事を説明しています。

**滝委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

ありがとうございます。しっかりマイナンバー制度について市民の方も事業者の方もまだよくわからない。きっとカードが届いてから、またいろいろな問い合わせがあったりす

るのではないかとと思いますが、ぜひ丁寧な対応をして、先ほども言いましたが、この個人カードの通知番号の重要性であるとか、セキュリティに関することを市民の方に丁寧に説明をしていただきたいと思います。終わります。

#### 滝委員長

以上で田辺優子委員の総括質疑を終わります。

板垣恭彦委員。

#### 板垣委員

それでは通告に従いまして総括質疑をさせていただきます。

まず第一番目には、職員の方々の時間外勤務についてお伺いします。これは今まで決算審査総括質疑でも、何回も続けて取り上げてきているんですけども、まったく時間外が減らない。現状、増加傾向にあるということであらためて取り上げさせていただきます。

職員の時間外勤務実態について市長はどのように捉えられているのかお伺いいたします。全体の職員一人当たりの年間の平均時間外勤務は 2011 年度は 183 時間。2012 年度も 195 時間。2013 年度は 209 時間と増え続け、2014 年度は 228 時間ということであります。前年比 1.1 倍 20 時間も増えているというのが実態であります。300 時間以上の時間外勤務について、課別に見ると、部門別に見ますと 2013 年度は 8 課 54 人から、2014 年度は 13 課 114 人に倍増しているわけですね。このような実態をどう捉えているのでしょうか。

時間外勤務の縮減適正化の取り組みはどのような内容であったのでしょうか。それらの方針が、どの程度達成されたのでしょうか。そしてその評価はどのようであったのか。

産業医との面談に基づく、産業医の方の意見、指摘はどのようなことでありましたのでしょうか。

2016 年度から臨床心理士が配置されたということですが、その配置の効果はどのようであったのでしょうか。

再任用職員の配置もなされていますが、この効果はどのようでありましたでしょうか。

残業代が支払われていない、管理職の時間外勤務についてはどのような実態でしょうか。管理職についても、臨床心理士や産業医による適切なケア、アドバイスが行われてしかるべきだと思いますけれども、実態についてお伺いします。

#### 滝委員長

上野市長。

#### 上野市長

板垣委員のご質問にお答え申し上げます。

職員の時間外勤務についてであります。時間外勤務時間が増加している要因につきま

しては、昨年度において、国の制度改正への対応また、臨時福祉給付金支給に伴う事務、新たな施策の検討・実施、選挙事務、大型イベントへの対応などのほか、経験豊かな職員と新たな採用職員の入れ替わりが、これは、過去 10 年間で 4 割以上となっていることなどが影響していると捉えているところであります。

次に、時間外勤務の縮減、適正管理方針についてであります。昨年度は、業務の見直しなどによる、前年度比 5%の時間外勤務縮減や、職員の健康管理への配慮などについて管理職に指示をしたところであります。今後も、研修の充実による、職員の能力向上、組織や業務のさらなる見直しによる適正化や業務量の均衡を図るとともに、職員の健康管理に十分配慮するよう努めてまいります。

次に、産業医による面談についてであります。前月の時間外勤務が 80 時間を超えた職員を対象に産業医との面談を実施しており、健康状態の確認を行うとともに、必要に応じ指導をしているところであります。なお、時間外勤務を起因とした体調不良により医療機関を受診した職員はいない状況であります。

次に、臨床心理士配置の効果についてであります。昨年 9 月から臨床心理士を配置し、職員の希望に応じたカウンセリングをはじめ、北広島市職員の健康づくり計画や、管理監督者のためのメンタルヘルス不調者への対応に関する手引きの見直し作業、メンタルヘルス研修の講師などを行っております。昨年度のカウンセリングは 7 ヶ月間で 7 名、延べ 39 回、研修は延べ 17 回を実施しており、メンタル不調などに対する的確な対応により、職員の心の健康づくりに努めているところであります。

次に、再任用職員配置の効果についてであります。昨年度は再任用職員を 31 名任用しており、各部署においてこれまでの知識と経験を活かした業務に就き、若手職員の指導にあたるなど、その役割は大きいものと認識をしているところであります。

次に、管理職の時間外勤務についてであります。管理職につきましては労働基準法及び市の給与に関する条例におきまして、時間外勤務手当の適用除外となっていることから、管理職の責任において勤務にあたってありますが、休日等の振替や健康面で配慮しているところであります。

次に、管理職の健康管理についてであります。産業医と臨床心理士による相談につきましては、全職員を対象としてありますが、昨年度の管理職の相談はなかったところであります。以上であります。

## 滝委員長

板垣委員。

## 板垣委員

答弁いただきましたけれども、大変残念な答弁でありました。時間外勤務増加の要因については、縷々おっしゃいましたが、他に職員採用のための業務に膨大な時間を費

やしたというようなこともあったようですが、これらはすべて予想できたことだと思うんですね。事前に対応をとることができたのではないかと思います。時間外勤務縮減のための確固たる決意が答弁からはうかがえませんでした。

もう少し実態について詳しくお伺いしますが、最高が職員課の 1,264 時間ですね。次が福祉課の 1,219 時間。三番目がやはり職員課の 1,016 時間。2012 年度の最高が、1,105 時間。そして 2011 年度が 963 時間。というように減っていたんでありますけれども、2014 年度になってまた突出してきていると。過労死ラインをはるかに超えたこれらの実態を市長は把握していたのでしょうか。どうですか。

#### **滝委員長**

千葉職員課長。

#### **千葉職員課長**

職員の時間外勤務命令については、所属長が勤務命令をし、これによって勤務をしているわけです。勤務した時間等の報告については各所属長が職員課のほうに報告を上げて、職員課長が時間等を確認し、時間数が多い場合には各所属長に縮減するよう努力するように働きかけをしているところです。

#### **滝委員長**

板垣委員。

#### **板垣委員**

時間外勤務管理についての最高責任はこれは市長ですよ。首長でありますよね。このように 1,264 時間という残業について市長、副市長でも結構です、どの程度認識されていたんですか。

#### **滝委員長**

道塚副市長。

#### **道塚副市長**

再答弁をさせていただきます。

時間外の権限は課長職にありますが、全体的な部分の報告は受けております。課長職がそれぞれの職務の内容を判断して、過度な時間外勤務とならないよう対応をしていく、そういう形をとっていきたいと考えております。1,000 時間を越えますと、健康の問題がでてきますので、その辺は十分、内容を精査しながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

今おっしゃられましたけれどもね、1,200 時間を超えているんですよ。厚生労働省がいう過労死ライン、月 80 時間以上の過労死ラインが、約 960 時間とかですね、そういう超えている方が何人もいるわけですよ。こういう実態をですね、所属長の責任だということですね、首長が全然知らない。分かろうともしない。したがって是正しようとしないうことであれば非常に大きな問題だと思いますよ。十分問題を認識していただきたい。月 80 時間以上はですね、残業をしている方は 2013 年度は延べ 95 名だったということですが、14 年度はいかがだったですか。

**滝委員長**

千葉職員課長。

**千葉職員課長**

平成 26 年度においては延べ 108 名でした。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

何回も申し上げますように、こういうように過労死ライン、国が言っている過労死ラインを超えている方々が延べ 108 人と増大しているんですよ。こういうような実態を、深刻に受け止めていただきたいと思いますね。そのための時間外勤務の縮減化管理を行ってきているということなんですが、どうしてもそれが分からないんです。2010 年度の行革の進行管理表では、時間外勤務の縮減の進行管理である PDCA サイクルにおいて、プランとして職場における業務改善等の実施、業務改善などの実施を掲げ、ドゥとして年度当初において時間外勤務の縮減及び適正管理方針を定め、所属長による時間外勤務の執行管理指導徹底を図るよう周知、そして実行状況の悪い場合においては、所属長に対して業務改善等に向けてのヒアリング等を実施したとあるんですけれども、先ほどの市長答弁では、前年比 5%の時間外勤務縮減を管理職に指示したということでありましてけれども、指示しただけなんじゃないでしょうか。この結果についてどのように把握していたんですか。適正管理方針が部門ごとにきちんと定められていたんでしょうか。また、ヒアリング等きちんと行われていたんでしょうか。お伺いします。

**滝委員長**

千葉職員課長。

**千葉職員課長**

適正管理方針の内容については、職員課長が各所属長と話をした中で、例えば多い場合については今後努力するよう努めるように指示をしているところです。また、この内容については総務部長をはじめ上司のほうへ報告はしていますが、時間外勤務につきましては計画通りに行かないところもありまして、緊急用務に要する時間外が増加したということが一番大きな要因かと思えます。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

緊急用務等でやむを得なかったと、言われていますけれども、それはやむを得なかったで済まされないと思うんですね。何回も繰り返しますけれども、その 5%縮減を命じたわけでしょ。その縮減が守られていなかったというようなことに対して、どういうように対応をとったんですか。守られていなかったらしょうがないなということだったんですか。

**滝委員長**

千葉職員課長。

**千葉職員課長**

確かに委員がおっしゃられたとおり、5%の縮減ですとか努力目標を掲げながらやっておりますけれども、昨年の場合、例えば 9 月の災害により、全体的な時間外が増えたというのも事実です。これら総合的に判断して、時間数をオーバーしたものについては、結果として残念でありますけれども、今後に向けてさらに縮減できるよう努めてまいりたいと考えています。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

本腰を入れてやってもらいたいんですね。事故や体調不良が出るというようなことがあっては困りますからね。本当に実情をよく踏まえてしっかりとした対応を踏まえてもら

いたいです。

産業医について伺います。長時間の時間外勤務について産業医の問診を受けているということでしたけれども、産業医の方はどのような診断をされているのでしょうか。市役所のような職場において 1 名以上の専任の産業員が義務付けられていますけれども、この産業医の方の職務のひとつに、労働者の健康障害の原因調査及び再発防止があり、必要に応じて事業者に対して勧告をすることができるということになっているわけですが、今まで実際のそのような勧告などを受けているのでしょうか。

#### **滝委員長**

千葉職員課長。

#### **千葉職員課長**

産業医においては、勤務の状況、疲労蓄積の状況、心身の状況を毎月の面談によって確認しています。これらについては、個人別に産業医が適切なアドバイスをするとともに、面接指導記録を職員課長と臨床心理士が確認して必要に応じて対策を講じることとしています。

#### **滝委員長**

板垣委員。

#### **板垣委員**

職員の日常業務の改善を産業医の方の職務として位置づけられていると思うんですね。ですから、1,200 時間を越えているというようなこういう時間外勤務について産業医の方にも実態を報告して、長時間労働への助言指導あるいは労働による肉体的、精神的負担の適正化を図るための助言指導を仰ぐことが、求められているのではないかなと思うんですね。これらの助言等への対応については重ねてお伺いしますけれどもどうだったんですか。

#### **滝委員長**

千葉職員課長。

#### **千葉職員課長**

個別の面談による、各職員への健康に留意するよう、休息が取れる日は休息をとるようという指導は受けていますけれども、職場への直接的な指導はなかったものです。

#### **滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

ですからそういう実態をちゃんと報告して今後適切な指導を受けられるようにしていただきたいと思います。

再任用職員についてもお伺いいたしますが、再任用職員に対しての効果は大きいということですが、例えば職員課においてどのような業務を再任用職員に負ってもらうことによって通常職員の業務軽減、時間外勤務軽減になったのでしょうか。

**滝委員長**

千葉職員課長。

**千葉職員課長**

再任用職員の配置については、職員課については平成 27 年度からの配置となっています。業務内容については、職員研修と人事評価制度の導入に係る業務を主として行っています。これによって、正職員の時間外勤務の時間縮減につながっています。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

もうひとつ心配なのは、管理職の方の時間外勤務なんですよ。管理職の方も、こう言っただけですが人間であり、労働者であります。勤務時間に制限がないわけではないと思うんですよ。時間外手当を払わなくて良いから、時間外勤務は自己管理で行えと、野放しにしても良いということではないと思うんです。管理職の時間外勤務の実態はタイムカードで分かるということですが、詳しく実態を把握しているんですか。

**滝委員長**

千葉職員課長。

**千葉職員課長**

管理職の業務については、タイムカードで管理しているということで個々の管理職の勤務時間がどのくらいあったかについては超勤が何時間かという集計はしていません。管理職については、自らの責任と判断において業務に当たっていることから職務分担等適切に行われていると判断しています。

**滝委員長**

板垣委員。

### 板垣委員

これは問題だと思えますよね。本当に自己管理をしろということだけで市役所全体の健康管理だとか、業務管理ができるわけないんですよ。ですから職員課あるいは担当部門できちんと時間外勤務全員でなくていいですから、何人かピックアップして実態を的確に把握するようにして、それなりの対応をしていただきたいんですよ。管理職の方々も非常に気になるんですけども、本来管理職が行うべきでない、主査職であるとか入りたての方々が行うようなそういう職務も管理職の方が代行してやっているとか、あるいは逆の形もあるかと思うんですけども、管理職は本来やるべきことを主査職それ以下の方がやっているというようなこともあるのかも知れませんが、そういう職務分担というのは適正に行われているんですか。

### 滝委員長

千葉職員課長。

### 千葉職員課長

先ほども答弁したように、管理職については管理業務もそうですけれども、部下の業務を把握して業務にあたらなければいけないということで、例えば部下の業務の指導であるとかも兼ねて、業務を分担して行うことも場合によってはあろうかと思えます。これについても管理職の自らの判断と責任において適切に業務分担されているものと認識しています。

### 滝委員長

板垣委員。

### 板垣委員

その部下の人の残業が多いから、これ以上残業させることができないから代わって私がやろうということでは、何の解決にもならないと思うんですよ。だから、そういうようなことをなくして、適切な業務ができるように、一番の問題は人員の確保だと思うんですけども、そういうようなことをぜひ進めていただきたいと思うんです。

臨時・非常勤職員の方々については、原則残業をさせないというようなことなのかも知れませんが、本人の理解納得が得られる範囲内で、非常に手腕の長けている非常勤職員の方にも、ある程度時間外勤務をしてもらうというような形で全体の平準化、時間外勤務を縮減するというようなことを検討していくべきではないですか。

### 滝委員長

千葉職員課長。

### 千葉職員課長

臨時職員については、基本的に任用の段階で短時間勤務を条件に付してしまして、緊急やむを得ない業務であるとか、臨時的な部分がある場合には現在でも、一部時間外命令を発している場合もあります。非常勤職員については、週 4 分の 3 であります 28 時間 45 分を超えない範囲でという事を規定で定められていますので、行事であるとか特別な諸事情があれば、時間外勤務命令を出しているという事実もあります。ですから今後、これら緊急的な事業が入った場合には、許される範囲の中で臨時職員等に時間外命令を発していくということもあろうかと思えます。

### 滝委員長

板垣委員。

### 板垣委員

国の考え方もその点で変わってきていますよね。適切な時間外、うちは適切に支払われていると思いますけど、通勤費手当などもいいですよというような形になっていますからぜひそのような形での非常勤・臨時職員の方々への協力を仰ぐということも検討していってほしいと思います。

抜本的な対策が必要かと思えますけれども、民間でもあるいは道でもやっていますけれどものノー残業デーですとか家庭の日を設けるとかとうことで、残業しない日を設ける、例えば 22 時以降の残業を禁止する、あるいは年間 500 時間以上の残業を禁止するとかそのような抜本的な対策も必要ではないかと思えますけれども見解をお伺いいたします。

### 滝委員長

千葉職員課長。

### 千葉職員課長

今委員がおっしゃったとおり、時間外勤務を命じない日ですとか、22 時以降の時間外勤務命令を発しないとか、年 500 時間以上の時間外をしないというような目標は、当市においても、水曜日をノー残業デーにするとか、22 時以降に命令を発しない、年間 360 時間を目標ということで行っております。冒頭から申し上げているとおり、国や機関への報告処理等の短期間で期限を定められた中で業務に当たることが各部署で頻繁に発生していることから、目標どおりに収まらない事案も正直発生しているところであります。ノー残業デーを完全にやってしまいますと期限に間に合わないということで市民に不利益が生じないように対応しているところです。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

ということで市長の見解もお伺いしたいところですが、もうおっしゃることは大体想像がつきますので、ぜひ来年以降、私が職員の時間外について質問しなくていいようによろしくお伺いしたいと思います。

次のテーマに移ります。職員数、職員給与について伺います。このテーマにつきまして表を添付させていただきましたが、表の特に決算カードの欄につきましては1年ずらして考えるべきであったという間違いがありまして、今日改めて正したものを配付させていただきました。この表を参考にしながら説明をさせていただきますが、北広島市の統計情報決算カード、職員給与定員管理等について、また広報きたひろしまに掲載されている職員数、表示された職員給与は総額を職員数で割って出される職員給与が各々違っているというような状況であります。これはなぜなのでしょう。2014年度データでは職員数は主要事業成果報告書に書かれている一般会計職員数は436名ということですが、市の統計情報では総数は469名普通会計職員数は411名、決算カードによりますと一般職員数412名、市の広報では総数は469名一般職員434名というような状態です。一人当たり年間給与は主要成果報告書では871万2,100円、決算カードでは633万7千円など、これは福利厚生費その他の費用を算入したりしなかったりで、違いが生じているものと思えますけれども、それらの差異について、どういうことで差異が生じているのかということや、あるいは基準の統一化が図れないものなのか、お伺いいたします。

**滝委員長**

上野市長。

**上野市長**

職員数、職員給与についてであります。公表している資料等につきましては、目的と用途の関係で作成要領等が異なっておりますことから、職員数、職員平均給与額において、異なった数値となっているところであります。以上であります。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

一人当たりの平均年間給与が前年と比較して、増えているように見られる場合でも、月額給与は減っているというような実態なんですか。このような差がどうして生じるのか。

**滝委員長**

千葉職員課長。

**千葉職員課長**

広報きたひろしまですとか、決算カード等で公表されております職員数や職員給与が異なることですが、職員数給与費について公表されている資料については、それぞれ種類があります。これらの資料についてはそれぞれが必要とする目的ですとか用途が違うことから、国が主導して作成している資料については作成要領がありましてこれによって作成し公表しているところです。またこの内容については全国統一の様式となっていることから差異が出ているところです。広報きたひろしまで毎年公表している給与の資料は、市民の皆さんに分かりやすい内容であるものと認識しています。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

今申し上げましたのは、決算カードでは例えば 2013 年度と 2014 年度を比較して一人当たり年間給与が 2013 年度が 600 万 8 千円に対して 2014 年度が 633 万 7 千円。一見増えているようですが、一人当たりの平均月額が 32 万と 31 万 7 千円というような、ちょっとちぐはぐな感じが出てくるんですね。よくわからないんですが。答弁では市の広報に掲載されている給与だとか、一番分かりやすく正しいものだというようなことでありますけれども、この広報で見ますと 2015 年 9 月の広報では、2008 年から 2013 年にかけての 5 年間の職員給与は一人平均 684 万 6 千円から 600 万 600 円に 84 万引き下げとなっているように書かれています。2014 年度まではこのように大幅に職員給与削減が続いたという認識で間違いはないのでしょうか。

**滝委員長**

千葉職員課長。

**千葉職員課長**

これにつきましては、給与の本給を減額したということではなくて、支給額総額を一人当たりで割り返すと減額されたという内容です。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

なかなか分かりにくいんですけども。続けます。今年度の人事院勧告では国家公務員給与は 0.4%、1,000 円の引き上げですね。月額給与で 1,000 円の引き上げだったと。期末手当は 0.1 カ月分の引き上げとなっていますけれども、当市ではどのように考えているんでしょうか。

**滝委員長**

千葉職員課長。

**千葉職員課長**

人事院勧告の内容は今委員がおっしゃった数字となっていますが、まだ国のほうで閣議決定や臨時国会の召集がないために決定なされていません。これについては全国各自治体は国の動向を注視しながら、給与を改定することになるかと思います。

**滝委員長**

板垣委員

**板垣委員**

ということは例年だと、11 月の末くらいに臨時議会を開いて 12 月に精算するということが行われていましたけれども、今年度はそういうことがないということでしょうか。

**滝委員長**

千葉職員課長。

**千葉職員課長**

あるかないかの結論はまだ申し上げることはできません。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

分かりました。それでは次のテーマに移ります。

事務事業評価調書について質問いたします。事務事業評価調書では当該年度以前の実施内容について、概要は書かれていますが、実績が詳しく載っていないために以前との比較をした考察はでき得ないんですよ。平成 21 年度までは過去 2 年間の実績を載せていましたけれども、平成 22 年度以降は前年度実績とそれ以降の計画しか載っていないわけで、過去

の実績を載せていないんです。それを改善してもらえないか。改善してもらいたいわけですが、お伺いをいたします。

それから、事業予算と実績の差異についてのコメントもないんですけれども、これも載せてしかるべきではないかということでお伺いいたします。例えば生ごみ処理事業の 2014 年度の事業予算は、7,143 万 6 千円だったんですが、実績は 5,681 万 9 千円となって実績と予算とのあいだで 1,600 万円の差が出ているんですけれどもこれに対しての説明がなされていません。こういった説明が必要ではないかと思います。それから一人当たり年間平均給与、年間平均人件費が平成 23 年度では 923 万 5 千円としていましたけれども、平成 24 年度以降はずっと 900 万円と変わらないようにしているのはなぜでしょうか。実態にあっていないのではないのでしょうか。お伺いいたします。

それから、臨時・非常勤職員がこれらの事業に携わっていると思いますけれども、適正にカウントされているのかお伺いします。

#### **滝委員長**

上野市長。

#### **上野市長**

事務事業評価調書についてであります。様式の変更につきましては、第 5 次総合計画がスタートした平成 23 年度から、推進計画期間に合わせ、向こう 3 年間の計画内容と過去 1 年間の実績を記載する内容としたところであります。

次に、事業予算と実績の差についてであります。事務事業調書におきましては、それぞれの事業において実施内容により妥当性や達成度、成果向上、経済性などの視点により総合的な評価を実施をしているところであります。予算と実績の差についての記載はしていないところであります。

次に、事業費の積算における人件費についてであります。行政コストを算出するにあたり一定の人件費により積算をすることとしており、職員一人当たりの平均給与額などから 900 万円と設定しているところであります。

次に、臨時・非常勤職員の算入についてであります。職員の人件費とは別に、各事業の直接事業費において計上をしているところであります。以上であります。

#### **滝委員長**

板垣委員

#### **板垣委員**

それでは、人件費の計上についてお伺いいたします。事業評価調書の事業額には決算に基づいた正確な人工あるいは人件費を計上するべきではないかと思うんですよね。例えば

生ごみ処理事業では、2015 年度事務事業評価調書を見ますと、2014 年度の直接事業費が 5,618 万 9 千円で人件費はゼロなんですよね。誰も職員が携わっていなかったことになるんですよね。これでは生ごみ処理が推進する訳ないんですよね。このような評価で間違いはないのでしょうか。前年度の評価調書では 0.05 人工として、人件費 45 万を計上していたんですけれども 2014 年度において人件費をゼロにしたその訳は何なんでしょうか。

**滝委員長**

高橋環境課長。

**高橋環境課長**

事務事業評価における生ごみ処理事業の人件費、生ごみ処理事業については、生ごみをバイオガス化処理するために、下水道会計への負担金を支出するものです。そういったものが主な事業内容ですので、環境課全体の業務量を考えたときに事務事業評価において職員人件費に計上するほどの人工にはなっていないということでゼロではなく、ゼロに限りなく近い数字として捉えています。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

これは、生ごみ処理事業についての事業評価だと思うんですよね。それでは、その生ごみ処理のあるいは収集だとかについても別に事業評価をしているというのであればそれを見せていただきたいわけですよ。それは無いんですよね。おかしいですよ。先ほどもいいましたように、0.05 であれ限りなくゼロに近い状況であったにせよ、ちゃんと人工は計上すべきなんですよ。そういうことをしていない、それはおそらく漏らしたのではないかと思うんですよね。他にもあるんですよ。家庭ごみ適正処理推進事業では、前年度 0.2 人工からゼロになっていますね。あるいは不法投棄対策事業でも人件費が 0.1 人工からゼロになっている。どうしてなんですか。

**滝委員長**

高橋環境課長。

**高橋環境課長**

不法投棄対策事業については、非常勤職員である廃棄物パトロール員による監視や指導、不法投棄の回収それから処理となっています。家庭ごみのほうは指定ごみ袋の作成等ということですが、繰り返しになりますが、いずれの事業においても課全体の業務量を考えると

全体の人工を計上するに至らない数字だったというふうに評価しています。

**滝委員長**

板垣委員

**板垣委員**

今、おっしゃられたことは前からやっていたわけでしょ。前年度はこうやって 0.1 とか 0.2 とか計上していながら、なんで 26 年度から計上しないんですか。全部臨時・非常勤職員に任せて正職員が何もやっていないということですか。これはおかしいですよ。大体そういうことが、この生ごみ処理事業にも的確に現れているんですよ。全然、収集あるいは処理量が増えていないですよ。何度議会でいっても増やすとしていない、その結果が現れているんで無いですか。こんな事業評価でいいんですか。これはおかしいですよ。これは政策調整のほうでまとめていると思うんですけど、こういう事業評価でいいんですか。

**滝委員長**

川村企画財政部次長。

**川村企画財政部次長**

評価調書を作成するに当たり、人件費を積算する上での人工については各課内の配置人員等を考慮しながら必要な人員を記載するようになっていますが、今いろいろとお話がある中で、全体としての統一性のことから考えますと検討の余地もあると考えておりますので、今後そこについては状況に応じてきちっとしたいと思います。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

しっかり是正していただきたいと思います。先の質問でも明らかにしましたように、職員の年間平均給与は 5 年間で 84 万減少しているというような資料もあるわけですよ。事業評価においてずっと 900 万円というのは、これは問題があるんでないですか。これらについても実態にあったかたちで、適正な人件費を計上できるようにしていくべきだと思います。これはお答えはいりません。

事業予算と実績の差についてお伺いします。生ごみ処理事業において 2014 年度何回も申し上げますけれども、5,681 万 9 千円でありながら、推進計画でも事業評価調書でも次の年になると 6,761 万 9 千円として、1,080 万円も増額しているんですよ。どのような理由で増額したのか事業内容に変化があるのであればそれを明示して、きちんと事業費予定額

の妥当性を明確にすべきではないかと思います。事業実績と次年度予定額との整合性を図るべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

**滝委員長**

川村企画財政部次長。

**川村企画財政部次長**

全体的な計画と実績との関係の中で、先ほど市長からの答弁があったように単純に予算額と実績額の差をもって事業の良し悪しを評価するような視点ではないということで記載はしていませんが、今お話があったように特段差が大きいものについては、予算積算上に適正化が必要なのか、決算のときに必要なのかについては、それらの中身について把握する必要があると考えております。

**滝委員長**

板垣委員

**板垣委員**

まあ、よろしく願いいたします。

次に、事業ランク分けについて伺います。事業評価総括表というのがあるんですが、2014 年度は各事業についてランク付けがされているんですね。ランク 1 は予算・人員を最優先で配分する事業。ランク 2 は要求どおり配分する事業。ランク 3 はランク 2 より劣るけれども予算をほぼ前年並みに配分する事業。ランク 4 は予算を減額する事業とうように 4 区分に分類されているんですよ。ランク 1 は最優先事業ですね、2014 年度は 3 事業でしたね。ランク 2 は 116 事業。ランク 3 は 193 事業。見直し縮小するというランク 4 は 15 事業というようにされたんですけども。このランク分けが 2015 年度事業評価総括ではなされていないのですが、なぜなのでしょう。

**滝委員長**

川村企画財政部次長。

**川村企画財政部次長**

2015 年度の事業評価の関係ですけれども、昨年度から対象となる事業を絞り込んだりいろいろと変更をかけております。ランク分けの話になりますが、昨年度はランク付けした中で拡大重点化ということで 3 事業を掲載していますが、その後評価をひとつの指標として予算等を組むにあたり、他の事業との優先度や緊急度などから必ずしもそのランクをそのまま反映させるのもなかなか難しい状況もある中、今回はそういったことを行わず、事

業そのものの評価を行ったということで変更をさせていただいたということです。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

評価対象区分についても、お伺いいたしますが、事務事業評価について 2014 年度は 264 事業について行いましたね。2013 年度より 82 件も評価対象事業の数が減少しているわけですね。評価対象事業の抽出は適正だったのでしょうか。なぜ評価数を減らしたのでしょうか。

**滝委員長**

川村企画財政部次長。

**川村企画財政部次長**

平成 27 年度に実施した評価なんですけど、これは法令等で義務付けられている事業、また数年度のうちに終了が見込まれている事業のうちすでに事業が進んでいる事業については政策的な判断がすでに終わっているということで、評価の対象から除いているところがあります。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

少なくするのも、やむを得ないのかも知れませんが、例えば 2014 年度事業評価調書ですと、保育園の地域活動事業は現状継続のランク 3、子育て支援短期利用事業も現状継続のランク 3 ですね。病児緊急預かり事業は拡大のランク 1 ですね。児童扶養手当支給事業は現状継続のランク 2。地域包括支援センター運営事業は現状継続のランク 2 とされている。これらは、いずれも大変重要な事業だったと思うんですけども、これらの事業が 2015 年度事務事業評価ではずされたというのは、ちょっと合点がいかないんですけど、なぜだったのでしょうか。答弁は個別にそれぞれでなくてもいいです。

**滝委員長**

川村企画財政部次長。

**川村企画財政部次長**

先ほど説明したとおり、法令上市町村に設置が義務付けられているような事業について

は今回評価からはずしましたが、評価対象外となったから事業を中止しているわけではなく、その事業については予算を付け事業を執行し、主要施策の報告書で事業の内容については皆様に報告しております。評価については、評価することによってなかなか変化を期待することができないという事業については今回はずしているということで、重要性とかの視点での除外ではないという事をご理解いただきたいと思います。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

2014 年度事業評価の総括では、評価対象 346 のうちランク 1 に分類された事業が 3 つで一つが今申し上げましたように、病児預かり事業、もう一つが 2015 年度までの事業とされた土区画整理組合指導事業、もう一つが照明灯維持管理補修事業だったんですね。これは施設劣化に伴う取替え灯数の増加が今後見込まれるにも係らず、計画的に補修を進めていく必要があるんだけど、2014 年度は目標値を大きく下回っているため今後さらに整備を進める必要があるというようにされたんですね。このようにランク 1 の評価であるから事業予算や、人員を増やして取り組むべきであったんですけども、推進計画でも、事務事業評価の計画でも、ずっと前年と同様の取り扱いとなっているわけです。ということで、ランク 1 にした評価というのが活かされていないのではないか。PDCA サイクルが実際に実行されていないのではないかと思えますけれども、照明灯維持補修事業などについてはどうだったんですか。

**滝委員長**

村上建設部長。

**村上建設部長**

照明灯の維持補修事業ですが、今年度から 3 ヶ年の 2015 推進計画では、さきほど川村次長のほうから答弁がありましたように市全体の予算の中では、平成 27 年度については拡大の予算付けが確かにされなかったということですが、平成 28、9 年度については、推進計画の中でも位置付けがされてますので、担当部として引き続き事業拡大の要求をしていきたいと考えています。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

28 年度 29 年度と位置付けされたといいますけれども、これも人件費はゼロですよ。何もこれ、計上していないわけですよ。おかしいじゃないですか。しっかりと正しくですね評価をしていただきたいと思いますね。次に移ります。

市民の目線での評価についてですけれども、政策評価、事務事業評価ですね 2007 年度から、行政外部の専門家や市民の視点で評価してもらうために外部評価委員会が設置されて、毎年数十の事業をピックアップして評価してきたんですけれども、この外部評価委員会が 2011 年度発展的に解散させられまして、2012 年度からは総合計画推進委員会に引き継がれた訳ですね。この引き継がれた委員会で、引き続き事業評価が適切になされてきましたか。

**滝委員長**

川村企画財政部次長。

**川村企画財政部次長**

総合計画推進委員会、これ 5 名の委員で構成されていますが、第 5 次総合計画に掲げた 3 つの重点プロジェクトについてそれぞれ構成する事業についてどうかを含めながら審議してまいりました。当然事業のあり方内容等も含めて、提言書の中に活かされて市に提出があったところです。

**滝委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

ということで今後については、そうやって審議されたんでしょうけれども、その基となる事務事業評価についてはちょっとなおざりになってきているんじゃないかと思うんですよ。そのためじゃないでしょうか、2015 年度政策評価報告書では、これからは市民アンケートを実施していくと。この政策評価をですね。これについて。これでは的確な事業評価がなされるとは私は思わないんですよ。総合計画推進委員会ですね、事務事業評価が適切になされずらいということであれば、以前のように事務事業評価をきちんと行うための外部委員会のようなものを再度立ち上げて行くべきではないかと思いますけれども、見解をお伺いいたします。

**滝委員長**

川村企画財政部次長。

### 川村企画財政部次長

アンケートのお話ですが、単純なアンケートというのではなく市政に対するいろいろな満足度、政策を進行管理していく上での市民が感じている満足度について追うことができないかという手法の一つとして考えています。

今、お話にありました、以前あったような組織、新たな組織になりますけれども現在のところはそういったことについて考えていませんけれども、総合計画を進行管理するに当たりまして、ひとつひとつの事業の積み上げプラス大きな政策的な施策を行ううえでは、事務事業評価の積み上げによって機能していただけるように今後も努めてまいりたいと考えております。

### 滝委員長

板垣委員。

### 板垣委員

それでは次のテーマに移りますが、市民負担と社会的弱者への対応についてでありますけれども、消費税増税の一方で賃金や年金の実質的な引き下げ、そして生活保護費等の引き下げで市民の生活がさらに苦しくなったのが 2014 年度だったと思います。生活困窮者への支援対策はどのように考えられ行われてきたのでしょうかお伺いします。

### 滝委員長

上野市長。

### 上野市長

生活困窮者への支援対策についてであります。昨年度におきましては、就学援助をはじめ、保育所や学童クラブの利用者負担額の減免、市営住宅家賃の減免などのほか、市民税非課税の方や世帯を対象に、福祉サービスなどにおける利用者負担の減免、紙おむつ助成事業における給付額の上乗せ、除雪サービス、福祉灯油特別対策事業などを実施したところであります。以上であります。

### 滝委員長

板垣委員。

### 板垣委員

2013 年度から 14 年度にかけて、消費税増税や、財源確保のための所得税住民税の増税などの一方で年金収入や給与所得は減少して、一段と生活が困難になってきたわけでありませう。消費税増税による水道料金負担増や学校給食費負担増はどのようであったこと申しま

すと、上下水道料金は年額で 4 万 2 千円から 4 万 3,200 円に、1,200 円程度の負担増になったと思います。学校給食は小学校 6 年生で年額 4 万 2,700 円から 4 万 6,800 円に 4,100 円の増加となりました。一方で勤労市民、年金生活の市民の生活はどうであったかと申しますと、雇用労働者の実質賃金は本年 3 月まで連続 23 カ月も減少であります。年金の老齢基礎年金も年額 77 万 8,500 円から 77 万 2,800 円に減少しているわけです。市の職員の平均給与はどうだったかと申しますと、月給で 31 万 6,483 円から 31 万 2,117 円に 4,380 円ほどマイナスであります。生活保護費は、2013 年度からの生活扶助費削減に加えて、2015 年度本年度からは住宅扶助冬季加算が削減されるという状況であります。児童扶養手当は満額支給でも 2014 年度は 4 万 1,140 円から 4 万 1,020 円へと 1 カ月当たり 120 円ですけれども減額というようになっています。

こうした中での社会的立場の弱い人々への救済支援が、行われてきたかと申しますと、ただいま答弁にありましたように、就学援助は拡大されましたけれども PTA 会費やクラブ活動費などの援助拡大については、文部科学省の指導の下に行われた措置だと思えます。保育所や学童クラブの利用者負担の減免、あるいは市営住宅家賃の減免を行ったということの答弁でありますけれども、これらは生活保護基準の引き下げなどによるボーダーライン近くの世帯が、生活保護基準引き下げによって大幅な負担増にならないように措置をとっただけで、負担を軽くしたということではないと思えます。したがって、実質的な市民負担軽減、社会的弱者の方々の負担軽減の拡大は、なされていなかったのではないかと思います。生活困窮者の収入減少と負担増ばかりでありました。今後は国の社会補償のさらなる削減から、市民を守るための施策を推進するよう強く要望いたしまして質問を終わります。

#### 滝委員長

以上で、板垣委員の総括質疑を終わります。

#### 滝委員長

藤田豊委員。

#### 藤田委員

公明党の藤田でございます。最後ですがお付き合いお願いいたします。

最初に平成 26 年度決算において、おおむね適正に予算執行がされたと私は認識をしております。その中で改善が必要なものや、今後の事業の計画についていくつか質問をさせていただきます。

最初に、安全で安心できるまちについて。大曲会館は大規模改修でとても利用しやすくなったと好評です。しかし、個別暖房になったことから、建物の構造上、ロビーが寒く対策を求める声が高まっております。この個別暖房は、私も議会でたびたび提言してまいり

ましたので、この大規模改修の個別暖房化は大いに市の政策として評価します。ただ、このロビーが寒くなったというのは、ロビーの暖房が問題であると思いますが、今後の市の対策をお聞きしたいと思います。

町内会設置の LED 街路灯の設置率が約 5 割となりました。反面、北電の 2 度にわたる値上げ、消費税のアップが重なり、市が町内会、自治会に補助する電気代の金額も増えている状況です。LED 化が進んでいない町内会では、電気代は重い負担となっています。今後、市として町内会、自治会に対しての支援は何か考えているか伺います。LED 街路灯の寿命はほぼ 10 年といわれています。新しく設置のときは 3 分の 2 の市の補助でありました。10 年経過したときに、LED を取り替えるときに修繕の 2 分の 1 の補助が設置と同じ 3 分の 2 の補助にするのか見解をお聞きいたします。

放課後児童クラブの施設の備品についてお聞きします。現在、放課後児童クラブの各施設にパソコンがなく、日常業務にパソコンは不可欠であります。また、緊急時の保護者への連絡のためにも、インターネットの環境も必要ですが、いつまでに整備する予定かお聞きいたします。

本市の非常勤の、放課後児童支援員と通告に書きましたが、この放課後児童支援員というのは北海道が開催する研修を受けた方が名乗る資格、名称となっておりますので、まだこの研修が行われておりませんので、今までどおり学童クラブ指導員と訂正をさせていただきます。勤続年数は 15 年です。それに対し、臨時職員の学童クラブ指導員の方で、勤務年数が 17、8 年の方がおると聞いております。非常勤職員の勤務年数を今こそ見直すべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

### 滝委員長

上野市長。

### 上野市長

藤田委員のご質問にお答えいたします。

安全で安心できるまちについてであります。大曲会館の暖房対策につきましてはロビーの利用状況などを確認し、対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、街路灯の LED 化が進んでいない町内会に対する維持費の支援についてであります。北広島市街路灯補助金交付要綱により町内会などが負担する維持費につきましては、1 世帯あたり千円を上限と定めており、それを超える維持費につきましては、全額補助対象としてありますことから、現状の支援を継続してまいりたいと考えております。

次に LED 街路灯を取り替える場合の補助率についてであります。平成 22 年当時、水銀灯などに比べ LED 灯が高価格であったことから、LED 灯の普及対策として、設置する場合の補助率を 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げたところでありますが、現在は LED 街路灯自体の価格も下がっておりますことから、取り替える際の補助率につきましては、今後価格動

向などを見ながら検討をしてみたいと考えております。

次に、学童クラブへのパソコン及びインターネット環境の整備につきましては、検討を進めてみたいと考えております。

次に、非常勤職員の勤務年数についてであります。放課後児童クラブ支援員の任用期間は取り扱い規程により1年以内となっておりますが、勤務成績が良好である場合、10年まで任用期間を更新できることとしております。また、更新期間が終了する非常勤職員を継続して任用することが必要であると認められる場合には、5年を限度に再任用することができることとしており、さらに、任用の特例として、職務内容の特殊性などの理由により、特に必要と認められる場合は、必要最小限の年数を延長できることとしております。非常勤職員の任用期間につきましては、できるだけ多くの方の雇用機会を確保するという観点から、現行の取り扱いを継続してみたいと考えております。以上であります。

**滝委員長**

藤田委員。

**藤田委員**

それでは、再質問をさせていただきます。最初に大曲会館について冒頭でも申し上げましたとおり、エレベーターも付き、畳の部屋がフローリングになり、トイレもリニューアルされ、大変快適にそして利用される方が大変喜んでおられます。市内の施設の中で、個別暖房に切り替えたコミュニティ施設で大曲会館のように利用される方からロビーが寒いといわれている場所が他にあるかどうか、お聞きします。

**滝委員長**

榎本市民課長。

**榎本市民課長**

他の施設において類似するような指摘はございません。

**滝委員長**

藤田委員。

**藤田委員**

ということなので、大曲会館だけだと思いますので、そして大曲会館は毎年確定申告を行っている会場になっていきますので、今年度は何日程度確定申告会場として使用する予定か聞きます。

**滝委員長**

榎本市民課長。

**榎本市民課長**

平成 28 年 2 月に 4 日間を予定しているということで聞いています。

**滝委員長**

藤田委員。

**藤田委員**

分かりました。ちょうど今年、まあ昨年度になります。今年 2 月、3 月の確定申告に来た方の話を指定管理者の方からお聞きしたところ、確定申告は皆さん 1 番乗りで早くやりたいたいということで、早く来る方が結構いらっしゃるそうなんです。来てみたところ整理券、受付が終わったところロビーが寒くてしょうがなく、自分の車に戻って暖をとっていたというような方も見受けられたと思います。そういった上で大曲会館は地区別では人口の 1 位の地域でありますから、それだけこの大曲会館に来られる人が大変多いわけですので、せっかく個別暖房に切り替えて大変素晴らしい施設になりましたので、この点の対策を早急に急いでやられるよう要望して終わります。

次、町内会の LED ライトの再質問に移ります。平成 25 年度と 26 年度を比較して町内会自治会の負担の電気料が下がったところがどのくらいあると認識しているのか、分かる範囲で結構です。

**滝委員長**

榎本市民課長。

**榎本市民課長**

25 年度と 26 年度で比較した場合、北電からの請求金額が下がった町内会等については 47 自治会ということですが。

**滝委員長**

藤田委員。

**藤田委員**

分かりました。早く替えたところは 2 度の値上げ、消費税アップに対しても下がっているところは下がっているということが、今の説明で分かりました。それでは最初に LED ライトを導入した町内会は今年で設置何年目を迎えていますか。

**滝委員長**

榎本市民課長。

**榎本市民課長**

平成 23 年 8 月の設置が最初ですので、27 年で 4 年経過ということです。

**滝委員長**

藤田委員。

**藤田委員**

ということで、一番早い町内会はもう 4 年経っているということで、LED ライトは 10 年の寿命といわれているようであります。その交換の時期になって、私の見解ですが、2 分の 1 の補助と 3 分の 2 では町内会、自治会の積み立て計画にも大きな影響を受けることと思います。最初に LED 街路灯を導入した町内会のためにも、市としては直前になって結論をだすのではなくて、少なくとも早い時点でいわゆる修繕の補助なのか、新設の設置なのか、ここは早く結論を出すべきだと思いますがいかがですか。

**滝委員長**

榎本市民課長。

**榎本市民課長**

LED 街路灯の設置に係る 3 分の 2 の補助率につきましては、市長答弁にもありましたとおり、当時水銀灯との価格差が大きかったということで、LED の普及策ということでの補助率を 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げたところです。取り替える際の補助率については、今後の価格もありますし、現状としては修繕というより取替えという概念になりますので、それらの技術革新も踏まえて今後検討してまいりたいと思います。方向性が出次第なるべく早くお知らせしたいと考えております。

**滝委員長**

藤田委員。

**藤田委員**

できるだけ早急に結論を出していただきたいと思います。

次に、学童クラブの再質問に移ります。パソコン設置や、インターネットの接続環境では、当市は学童クラブに関してだけ言いますと遅れております。パソコンの導入、インターネットの接続環境は最低限必要なインフラ設備であります。速やかな導入を要望いたし

ます。また指導員の方の業務の効率化のためにも、そして児童の安全安心対策にも通じる話でありますので、よろしく願いいたします。これは要望といたします。

次に質問であります。学童クラブの非常勤職員の任用期間の答弁では、現行の取り扱いを継続するとの答弁でありました。臨時職員の一部の方が非常勤職員より任用期間が長いということに対してどう考えているか再度答弁をお願いいたします。

#### 滝委員長

千葉職員課長。

#### 千葉職員課長

臨時職員の任用については、臨時職員の採用に係る規程があり、こちらで原則 1 年間とされています。1 年を超える任用については、特殊事情によるものです。臨時職員の公募をしても応募がない場合などの特例として扱われているものですので、一部非常勤職員とケースが逆転しているのも実態であります。

#### 滝委員長

藤田委員。

#### 藤田委員

その説明は分かりました。ただ現状として、現在学童クラブの指導員の募集は、聞くところによると年々簡単には集まらなくなっていると聞きます。学童クラブの入所年齢が将来小学校 6 年生にまで拡大されることから、今回も市の広報紙に出ていましたが、募集資格は教員免許、保育士、幼稚園、社会福祉士のいずれかの資格を持っている指導員の確保、ということで資格が条件であります。ということはこの確保と育成は重要な課題であると思っております。これだけの条件を必要とする学童クラブの指導員は、他の非常勤職員とは明確に区別すべきであります。今後益々人員を必要とする学童クラブの非常勤職員は、任用期間を延ばさなければ、経験豊富な優秀な人材は、離れていくことも予想されます。再度、任用期間の見直しはしないのかお聞きします。

#### 滝委員長

千葉職員課長。

#### 千葉職員課長

非常勤職員の任用については、現行の規程においても特例で 10 年を超えても諸事情により行っています。学童の入所者の見込みと応募状況などについては今後も担当課と情報を共有し現規程により対応したいと考えています。また、市のほかの非常勤職員の任用につ

いては、全道各市の状況を毎年把握した中で内容の変更が必要であるかを判断しています。

#### 滝委員長

藤田委員。

#### 藤田委員

聞くところによると、石狩管内の学童クラブ指導員の給与面の待遇では、本市が一番いいと聞いていますが、今後、子ども子育て支援制度で、留守家庭学童クラブの重要性がさらに高まってくるものと思っております。私の認識では石狩管内の教育の環境、インフラ整備等々これが本市は石狩管内トップと捉えております。そういう意味では、この学童クラブを充実させるということは、市長が目指す子育ての充実からいっても、大きなシティセールス売り物になると思いますので、北広島の学童クラブは素晴らしいといわれるようにぜひとも力を入れて取り組んでいただきたい。これは要望してこの質問を終わります。

続いて2番目の項目教育行政について伺います。

芸術文化ホールは年間稼働率が約85%であり、特に土日の予約は3カ月前でもほとんど取れないのが実情です。この稼働率の高さはどこにあるのか、また市外の利用実態はどうなっているのかお伺いします。

芸術文化ホールの中ホールの機能を備え、リニューアル後の中央公民館に芸術文化ホールの利用団体を誘導することはできないのか伺います。

次に、北広島市図書館2階に学習が専門にできる読書室がありますが、図書館大曲分館にはこのような読書室がありません。市民の方から、大曲分館に読書室のようなコーナーが必要との要望がありますが、現在の大曲分館の利用状況はどうか。また、市民が望む学習専用コーナーの設置は可能なのかお聞きします。

#### 滝委員長

吉田教育長。

#### 吉田教育長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。

芸術文化ホールと中央公民館の活用についてであります。昨年度のホールの稼働率は84.5%であり、そのうち市外の方の利用率は8.7%であります。駅前という立地条件の良さをはじめ、適度なステージの広さや座席数、設備やサポート体制の充実、そして音響の良さなどが、稼働率の高さにつながっているものと考えております。なお、芸術文化ホールが、希望する日時にご利用いただけない場合には、リニューアルされステージや音響機能が充実された中央公民館を含め他の施設の空き状況や利用方法などの情報提供に努めているところであります。

次に、図書館大曲分館についてであります。利用状況につきましては、1日平均約100人の入館者数があり、大曲地区における読書活動の拠点施設としてご利用をいただいているところであります。また、大曲分館内には、閲覧などで利用できる席があり、高校生なども、学習や調べものなどで活用しているところであります。以上であります。

**滝委員長**

藤田委員。

**藤田委員**

はい分かりました。それでは再質問いたします。

芸文と中央公民館でひとつだけ。教育長の答弁にありました芸文大ホールの音響の良さとは、具体的に利用者からどのような評価をなされているのか、具体的にお答えください。

**滝委員長**

丸毛文化課長。

**丸毛文化課長**

音響の良さですが、特に反響板を利用した演奏時において、演奏者が自分の音を容易に確認できること、またホール内の残響音が聞いている者に最も心地よく聞こえる1.7秒であることが評価されている要因と考えています。

**滝委員長**

藤田委員。

**藤田委員**

分かりました。聞くところによりますと、札幌にありますキタラの大ホールと比較して当市の芸文をキタラの小ホールと呼ぶ人がいると聞いていますが、それだけ音響の良さ、施設の良さの高い評価が分かります。それでは26年度の大ホールの利用団体の実績で、ステージでのリハーサル等の使用を除いた中で、定員約600名の中で来場者200人以下の事業数はいくつあったのかお伺いします。

**滝委員長**

丸毛文化課長。

**丸毛文化課長**

ホールの利用において200人以下であったと報告を受けた事業数は、平成26年度の土曜

日では式典で 1 事業、講演会で 1 事業、音楽発表会で 7 事業の計 9 事業でした。日曜日については研修会で 1 事業、音楽発表会で 15 事業の計 16 事業ということで報告を受けています。

**滝委員長**

藤田委員。

**藤田委員**

そういったことで、中央公民館はかねてからエレベーターがないことからいろいろなことで利用したくても利用できなかったということで、芸文大ホールしかないといった認識があったかと思いますが、リニューアルした現状においては十分こういった事業にも活用できるだろうと思います。そういったことからいけば、芸文大ホールが 3 カ月前でもほとんど予約が取れないといったことが、少しでも解消するような工夫はすべきでないかと思います。最後聞きますけれども、200 人以下の来場者の少ない利用団体に中央公民館の利用を積極的に進めることはできないのかもう一度お聞きします。

**滝委員長**

丸毛文化課長。

**丸毛文化課長**

利用団体は、芸術文化ホールの立地条件や設備などから利用申請を行っていると思うことから、申請団体に対し他の施設を利用するように積極的に進めることは難しいものと思いますが、先にも答弁したとおり必要に応じてリニューアルの状況など他の施設の情報提供に努めていきたいと考えているところであります。

**滝委員長**

藤田委員。

**藤田委員**

分かりました。それでは図書館の再質問に移ります。26 年度の市図書館の読書室、調査室の利用状況はどのようであったか。満員で利用できないということがあったのかどうかお聞きいたします。

**滝委員長**

丸毛文化課長。

**丸毛文化課長**

図書館本館にあります、読書室調査室の利用状況ですが、利用人数はカウントしていませんが平日の利用は満員となることは少ない状況です。読書室については、休日などには満員となることがあります。

**滝委員長**

藤田委員。

**藤田委員**

分かりました。それでは大曲分館で再度、答弁に対してお聞きします。答弁では閲覧などで利用できる席があるとありましたが、何人分の席が用意されているのか、また分館等々の入り口、施設にどのような表示がされているのかお聞きします。

**滝委員長**

丸毛文化課長。

**丸毛文化課長**

図書館大曲分館には資料の閲覧などで利用できる席として、窓際のカウンター席 8 席、椅子のみの席が 6 席、いわゆる自由席個人で利用できる席 2 席の合計の 16 席があります。表示に関してはカウンター席などには案内の表示をしていますが、自由席などには表示をしていないことから利用について分かりやすい表示を行っていこうと考えているところです。

**滝委員長**

藤田委員。

**藤田委員**

最後に、今後大曲分館のように閲覧できる席が、市内各所にも必要と思いますが、現在の西の里地区、輪厚地区の図書室の整備計画はどうなっているのか。またこのような閲覧できる席が各地域に必要と思われますが、今後の計画について答えれる範囲でお答えください。

**滝委員長**

丸毛文化課長。

### 丸毛文化課長

各地区の図書室の閲覧できる席の整備については、西の里地区にある西の里公民館図書室はスペースの関係から図書室内に閲覧スペースを確保することは難しいものと考えています。輪厚地区にある西部小分室は学校図書館との併設ということもあり閲覧や調べ物学習に対応した席を備えています。

### 滝委員長

藤田委員の総括質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終了いたします。

討論及び採決を行います。

初めに、議案第 15 号、平成 26 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、反対討論から順に発言を許します。

永井桃委員。

### 永井委員

それでは 2014 年度一般会計決算に対する討論を行います。

日本国憲法は第 92 条で地方公共団体の組織及び運営に関する事項について、地方自治法を中心とする法令によって定められると規程しております。地方自治法第 1 条におきまして、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを目的として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うこととされております。そして議会は議決権や、行政監視権を駆使して市の財政運営が市民生活の充実に適切に行われているかを、厳しくチェックしていく役割があります。

当市においての 2014 年度決算の歳入歳出行政運営は問題なく行われたか課題の解決に向けて政策が進められてきたかなどについてはどのようなものでありましたでしょうか。何点か申し上げますと、ひとつに市職員の実態はどうでありましようか。構造改革時代からの職員数の大幅削減や、めまぐるしく変わる国からの制度変更への対応、団塊世代のベテラン職員の大量退職などによって、一人ひとりの職員がこなす業務の負担は増え続けており、残業時間の増加傾向が止まらない状態であります。2014 年度の一人当たりの年間平均時間外勤務は前年度より 1.1 倍の約 230 時間。実に 20 時間も増えております。さらに年間 300 時間以上の時間外勤務も課別、人数とも前年度より倍増しているなど改善されるどころか悪化で状況であります。また、役職員の時間外勤務の見直しなども必要ではないでしょうか。厚労省は過労死ラインを、発症前に 1 ヶ月間に約 100 時間、または発症前 2～6 ヶ月間で 1 ヶ月あたり約 80 時間を越える時間外労働があった場合、業務と発生の関連性が強いと示しております。当市においても、いつ過労死が発生してもおかしくない実態があることを、市は今一度重く受け止めて、時間外勤務の縮減対策や適正な業務実行の対策を行うべきでは

なかったでしょうか。

事務事業評価調書についても問題があるのではないのでしょうか。市の財政が市民生活のために適切に使われているかを評価するためには実施内容の概要や前年度の実績のみに限らず過去数年間の実績の詳細が必要であると考えられます。しかし、調書内容はそのようにはなっておらず、事業予算と実績の差異についても、詳しい説明が行われておりません。例えば、生ごみ処理事業において、実績と計画で 1,500 万円の差が出ていることに対しての詳しい説明がなされていなかったり、一人当たりの年間平均人件費が 13 年間も変わっていないなど、大いに問題が思われる内容の事務事業評価調書を改善すべきではなかったでしょうか。

そして安倍政権による年金や生活保護費などの度重なる社会保障費の削減。実質的賃金の引き下げが続く一方で、昨年消費税が強行的に増税されたことは北広島市民にも多大なる影響を及ぼしております。市民負担の軽減や要望実現のために支援策を図るべきことを、2014 年度の予算特別委員会での総括質疑及び討論においても申し上げましたが、実際はどうでありましたでしょうか。例えば、介護保険事業では、第 6 期介護保険事業が始まることによって及ぼされる、多くの影響や負担増、これに対する対策や高齢者問題では、この間サービス付き高齢者住宅が増えている中、未だに 200 人以上の施設入居待機者が存在する実態への支援改善策は行われたでしょうか。賃金や社会保障が削減され続ける中で、引き上げられてしまった水道料金や、学校給食費、介護保険料、国保税などへの十分な支援策が、2014 年度決算において行われてきたとは思えない内容であったと考えられます。

これらのことから、2014 年度決算を承認することはできず、反対の立場であることを申し上げて討論を終わります

#### 滝委員長

続きまして、島崎圭介委員。

#### 島崎委員

平成 26 年度一般会計決算の認定に賛成の立場から討論をいたします。

平成 26 年度は上野市長の 3 期目が、本格的にスタートしたものといえます。また、北広島市は開基 130 年を迎え、様々なイベントには市民が集い、今一度北広島市の歴史に触れた年でありました。

社会全体では穏やかながらも、景気の回復傾向を実感する一方、消費税率の引き上げや、加速化する人口減少社会など、将来に向けての責任ある取り組みが益々重要性を帯びているものと考えます。

平成 26 年度新庁舎の実施設計が行われ、新庁舎建設事業が具体化されたことは大変喜ばしくまた、今後のまちづくりに大いに寄与するものと確信しております。昭和 43 年に建てられた本庁舎をはじめとする、現有市役所はまさに北広島市の成長の証であります。この

建て替え事業は同時に、北広島市の公共施設の老朽化や人口の減少などさまざまな課題を提起しています。

市長は安全で安心なまちづくり、定住人口の増加、地域経済の活性化を挙げ、これらの課題に取り組んだことは大いに評価できるものであり敬意を表するものであります。また、広葉交流センター、エコミュージアム「知新の駅」、団地児童センターの開設は学校跡施設の有効利用として先駆的な取り組みであり、コミュニティの醸成や生涯学習の振興、子育て支援の充実に大いに貢献しています。中央公民館や大曲会館の大規模改修事業、市営住宅共栄団地建替事業と公営住宅長寿命化事業、広島輪厚線ほかの舗装改修事業、松葉陸橋など橋梁長寿命化事業などは老朽化施設への対応という、まさに現有する大きな課題に取り組んだものといえます。加えて学校施設の非構造部材耐震化に向けた取り組みや消防署大曲出張所の開設、消防ポンプ自動車の更新など市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりが着実に進められているものと考えます。

さらに人口減少社会における、持続可能な市政運営に向けて、特別支援教育推進事業や要保護・準要保護児童生徒援助事業の拡充をはじめ、子育て支援の充実や教育環境の整備とともに、ファーストマイホーム支援事業やお試し移住事業、シティセールス推進事業など、定住化人口の増加のための意欲的な取り組みは非常に効果的であり、国の補正予算である地方創生先行型の交付型により、平成 27 年度に拡充し実施されるなど先見性に富むものであったと認識しています。地域経済の活性化においては、輪厚工業団地の完成と企業誘致の促進は、地域経済に大きく寄与するものであり、若年層新規雇用助成金をはじめとした、雇用対策も加え厳しい経済情勢の中で大いに健闘しているものと評価できるものであります。

一方、建設事業に伴う借入金残高が増加しているのも現実であります。財政健全化法による各比率は財政の健全性を維持している数字となっておりますが、新庁舎の建設など大規模プロジェクトにあわせ、借入金が増数は必然的であり、今後の事業の実施に当たってはより一層将来の負担を考慮しながら、財政を運営していく必要があるものと考えております。

人口減少の時代の流れの中にあっては、市税収入が大きく増加することは望めませんが、定住化人口の増加対策や企業誘致による地域経済の活性化は、税収の確保とともにまちの賑わい創出などに結びつくものであり、今後の施策に大いに期待しているところであります。以上、平成 26 年度一般会計の決算認定につきまして認定に賛成をいたします。

## 滝委員長

以上で、討論を終了いたします。

議案第 15 号、平成 26 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**滝委員長**

起立多数であります。

議案第 15 号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第 16 号、平成 26 年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

**滝委員長**

討論なしと認めます。

議案第 16 号、平成 26 年度北広島市水道事業会計剰余金及び決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を、原案のとおり認定すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

**滝委員長**

ご異議なしと認めます。

議案第 16 号は、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、議案第 17 号、平成 26 年度道央地区環境衛生組合一般会計決算認定についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

**滝委員長**

討論なしと認めます。

議案第 17 号、平成 26 年度道央地区環境衛生組合一般会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

**滝委員長**

ご異議なしと認めます。

議案第 17 号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

お諮りいたします。

当委員会の審査の経過と結果の報告については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

**滝委員長**

ご異議なしと認めます。

当委員会の審査の経過と結果の報告については、正副委員長に一任と決しました。

以上で、決算審査特別委員会の全日程が終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉会いたします。長時間ご苦勞様でした。

15 時 08 分 終了

**委員長**